

2008年「人権問題に関するアンケート調査」

報告書

人権問題委員会

人権問題研究センター

2010年9月

目次

人権問題アンケートの結果分析について	1
（人権問題委員長 田畑理一）	
はじめに	2
調査の概要	3
「大阪市立大学人権宣言 2001」の周知状況	7
第1条 大学の責任	11
第2条 学問の自由	16
第3条 差別、排除及び嫌がらせのない大学の実現	21
第4条 多様性の確保と多文化共生社会の実現	38
第5条 人権教育の推進	44
第6条 情報公開と人権意識向上への貢献	52
第7条 人権侵害への対応	59
（参考）「ハラスメント」の被害経験者数は？	70

巻末に参考資料として「人権問題に関するアンケート」の調査票と「大阪市立大学人権宣言 2001」を添付しています。

なお、調査結果の集計表（すべての質問項目の単純集計表および基本項目のクロス集計表）は大部であるため、本報告書には収録していません。これらの集計表は人権問題研究センターのホームページ¹にて公開する予定です。関心のある方は、そちらを参照してください。

¹ <http://www.rchr.osaka-cu.ac.jp/>

人権問題アンケートの結果分析について

人権問題委員長 田畑理一（経済学研究科）

本報告書は、2008年に行われた「人権問題に関するアンケート調査」の結果についての報告書である。今回のアンケート調査は、「大阪市立大学人権宣言」（2001年）の認知度と理解度を調査することを第一の目的としていた。さらに、「大阪市立大学人権宣言」（2001年）が全文と8つの項目からなるものであるところから、それぞれの項目についてもアンケートを行っている。

アンケートは大学のすべての構成員（学部・大学院学生、教員、職員）を対象として行われたものであり、回収率は約25%であった。アンケート結果は、芳しいものではなく、「大阪市立大学人権宣言」（2001年）の存在を知っている者は回答者のうちの41.6%にすぎず、そのうち「読んだことがある」者は9.1%、「聞いたことがある」者は32.5%であった。「大阪市立大学人権宣言」（2001年）の認知度が41.6%であったことはとても高いとは言えないばかりか、本学の人権意識が「お寒い」状況であることが伺われ、人権問題の啓発に関わる者としてはいささか不安を覚えざるを得ない。さらに人権に関わる個々の問題すなわち差別や嫌がらせについてのアンケートに対しても、一定数の回答があったことも問題である。

もちろん回答者たちはこれまでに様々な場で啓発を受けたり、自分で関心をもったりしてきたと推察され、アンケート結果が本学だけでの啓発活動のレベルを示すものではないとはいえ、結果が芳しいものではなかったことは本学で今後の人権問題の啓発活動やハラスメント防止活動を進めていく際に留意すべきことであろう。人権問題委員会が危惧するのは、差別とハラスメント（アカハラ）の根深い存在である。本報告を通じてその一端が伺われるように思われる。

人権問題委員会は、差別、人権抑圧への啓発、監視、対処のレベルをさらに引き上げていくことに真剣に取り組んでいかなければならないと考える。

はじめに

人権問題委員会は2008年に『人権問題に関するアンケート調査』を実施しました（調査対象は本学の全学生、教職員です）。この調査の第一の目的は「大阪市立大学人権宣言」（2001年）の認知度と理解度を調査することにあつたのですが、同時にこの「宣言」公表後の人権問題に対する大学の取組みに対する評価や、さらには学生教職員の人権問題に対する意識についても、限られた範囲ではあるが、調査しています（調査票については巻末の付録を参照してください）。小さな調査票に多くの質問項目を詰め込んだこともあって、幾分か焦点がぼやけてしまい、各項目についての踏み込んだ調査設計とはなっていないという点で、反省も残るのですが、それでも本調査の結果から、大阪市立大学における「人権状況」についていくつかの重要な問題点も見えてきました。

結論先取的に言えば、今回の調査から見えてきたのは、大阪市立大学における人権問題への取り組みは決して十分ではないし、それゆえまたその「人権状況」も多くの側面において問題含みのものであるという現実です。今回の限られた調査だけからでも、かなり深刻な人権侵害の現実があることがわかるし、さらには本学の構成員における人権問題への意識や感覚の希薄化・風化の傾向もうかがえます。たとえば、本調査の主目的である「大阪市立大学人権宣言」の認知度についてですが、大学全体での認知度は、「宣言を読んだことがある」と答えた人の比率が9.1%、それについて「聞いたことがある」という人の比率が32.5%で、両者あわせても41.6%の認知度、という結果が出ています。大阪市立大学における人権尊重の姿勢と人権問題への取り組みの基本的な方向性を示した「宣言」が、6割弱の人びとにはまったく認知されていないという現実、もしもこれがなんらかの程度で本学の「人権状況」を反映しているのだとすれば、きわめて問題的存在といわざるをえません。本学における「人権教育」や「人権啓発」の現状、人権侵害（アカデミック・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント）への対応のあり方などについても同様のことが言えます。

つい先ごろ策定・公表された「大阪市立大学憲章」でも、「大阪市立大学は、平和・自由・平等を求め、人権を尊び、不正義や差別を廃する、という学内に培われてきた基本姿勢を尊重し、すべての構成員の参加と努力によって、この基本姿勢の継承とさらなる強化をめざす」と高らかに宣言されているのですが、今回の調査から見えてきた現実、この「憲章」の理念を少なからず裏切ってしまうています。それゆえ、大阪市立大学が本当にそのすべての構成員の「人権」が十分に尊重される大学であることを目指すのであれば、現在の本学の「人権状況」についての早急な（そして真剣な）議論が全学で開始されるべきです。そして、このささやかな報告書がそうした議論の出発点になることを願っています。

なお調査データの分析と本報告書の作成は、人権問題委員会の委託を受けて「人権問題研究センター」の島和博と古久保さくらが担当しました。そして人権問題委員会の委員の方々からは報告書作成の過程で多くの貴重なご意見やアドバイスをいただきました。特に長沼進一委員にはデータの分析とその読み取りについて、具体的かつ丁寧なご報告をいただき、それを大いに参考にさせていただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

調査の概要

本調査は2008年度後期に、本学の全構成員を対象として実施されました。回答者総数は2887人です。2008年時点での大阪市立大学の学生と教職員（病院職員を含む）を併せた構成員の総数は11439人と報告されていますので、全体での回答率は25.2%ということになります。しかし、この回答率は回答者の「属性」グループによってかなり大きな差があります。本調査では、回答者の「属性」を聞く質問が三つ（「学生、教員、職員」の別、学生の「所属学部と学年」、「性別」）用意されています。ここでは、この三つの質問に対する回答に基づいて、各「属性グループ」別の回答率を見ておきましょう。

(表1) 学生、教員、職員の回答率

	学生	教員	職員	NA	総数
回答者数	1875	193	813	6	2887
母集団	9308	766	1365	0	11439
回答率	20.1%	25.2%	59.6%	NA	25.2%

学生・教員・職員別にその回答率を見ると、学生の回答率が低く、職員の回答率が高くなっています。教員は平均的。学生の回答率が低いということは、今回の調査目的を考えるといささか問題があるのではないかと思います。調査方法に問題があったのか、学生の調査協力意識に問題があったのか、それともその「人権意識」の表れなのか、検討する必要がありそうです。

(表2) 男女別の回答率

	男性	女性	NA	総数
回答者数	1363	1352	172	2887
母集団	6882	4557	0	11439
回答率	19.8%	29.7%	NA	25.2%

男女別に見た回答率では、男性に比べて女性の回答率が10%ほど高くなっています。調査の実施方法に大きな問題がなかったとすれば、女性の方が人権問題に関心が高いということなのでしょうか？それとも、女性のほうが厳しい人権侵害状況（セクハラ・アカハラなど）に置かれているという現実を反映しているのでしょうか？

次の(表3)は、「学生（学部学生・修士課程院生・博士課程院生）、教員、職員の別」と「性別」の組み合わせで構成される10の属性グループの回答率を示したものです。これを見ると、傾向的には男性よりも女性の回答率が高いことが示されているのですが、例外は「女性教員」で、その回答率は全体回答率の半分以下の9.6%ときわめて低くなっています。なぜ女性教員の回答率がこのように

極端に低いのか、その理由は不明です。そしてこの女性教員ときわめて対照的なのが「女性職員」です。女性職員の回答率は全体回答率の2倍以上の58.0%と極めて高くなっています。ここから「職員」と「女性」の回答率を高めているのは「女性職員」の高い回答率であることがわかります。それにしても、なぜ同じ女性にあって「教員」と「職員」では、その回答率がこのように大きく違うのでしょうか（女性職員の回答率は女性教員の回答率のほぼ6倍です）。もちろん、本調査からこの回答率の違いの理由を明らかにすることはできないのですが、しかしのちに詳しく見るように、本学における女性職員の「人権状況」はきわめて厳しいものであり、このこととあわせて考えるならば、もしかしたらこの女性職員の回答率の高さには重要な意味があるのかもしれない。

(表3) 属性グループ別の回答率

属性グループ	回答者数	母集団	回答率
学部学生・男性	901	4514	20.0%
学部学生・女性	654	2766	23.6%
修士課程・男性	110	920	12.0%
修士課程・女性	50	374	13.4%
博士課程・男性	48	498	9.6%
博士課程・女性	37	236	15.7%
教員・男性	146	578	25.3%
教員・女性	18	188	9.6%
職員・男性	144	372	38.7%
職員・女性	576	993	58.0%
NA	203	0	NA
総数	2887	11439	25.2%

最後に、学生をその所属学部と学年でグループ分けして、各グループの回答率を見たものが、以下の(表4)から(表6)です。セル度数が極端に小さいものもあって、厳密な比較は困難なのですが、学生の所属学部や学年で、その回答率にかなり大きなばらつきがあることが示されています。学生においても、男性に比べて女性の回答率が高いという傾向がうかがわれます。また、学部学生に比べて院生の回答率は低くなっています。所属学部による違いもかなり大きいようです。特に、男女ともに、医学部と看護学部の回答率が顕著に高く（男性では30.6%と43.5%、女性では32.7%と65.4%）、それに対して理学部の回答率がきわめて低くなっています（男性7.0%、女性6.1%）。このような回答率の違いが何によってもたらされたのか、調査方法に何か問題はなかったか、検討が必要かもしれません。

(表4) 学部・学年別の回答者数

性別	学部	1年次	2年次	3年次	4年次以上	修士1年	修士2年以上	博士1年	博士2年	博士3年以上	合計
男性	商学	24	31	18	17	0	0	0	0	0	90
	経済	65	50	29	24	0	0	0	0	0	168
	法学	51	4	12	18	0	0	0	0	0	85
	文学	8	10	8	6	0	0	0	0	0	32
	理学	3	1	21	13	0	0	0	0	0	38
	工学	95	56	87	84	0	0	0	0	0	322
	医学	22	43	28	55	0	0	0	0	0	148
	看護	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	生活	0	12	1	3	0	0	0	0	0	16
	大学院	0	0	0	0	44	66	15	16	17	158
女性	商学	25	10	10	14	0	0	0	0	0	59
	経済	33	23	6	4	0	0	0	0	0	66
	法学	33	9	20	18	0	0	0	0	0	80
	文学	15	35	49	34	0	0	0	0	0	133
	理学	2	1	3	4	0	0	0	0	0	10
	工学	9	11	17	12	0	0	0	0	0	49
	医学	17	21	19	43	0	0	0	0	0	100
	看護	2	21	31	22	0	0	0	0	0	76
	生活	4	61	5	11	0	0	0	0	0	81
	大学院	0	0	0	0	22	28	8	13	16	87
合計		408	401	364	382	66	94	23	29	33	1800

(表5) 学部・学年別の学生数

性別	学部	1年次	2年次	3年次	4年次以上	修士1年	修士2年以上	博士1年	博士2年	博士3年以上	合計
男性	商学	177	173	171	218	0	0	0	0	0	739
	経済	210	191	205	283	0	0	0	0	0	889
	法学	130	119	105	203	0	0	0	0	0	557
	文学	66	74	54	91	0	0	0	0	0	285
	理学	122	140	142	140	0	0	0	0	0	544
	工学	261	239	301	253	0	0	0	0	0	1054
	医学	54	60	67	159	0	0	0	0	0	340
	看護	2	3	3	5	0	0	0	0	0	13
	生活	16	25	18	34	0	0	0	0	0	93
	大学院	0	0	0	0	365	555	108	136	254	1418
女性	商学	95	95	99	109	0	0	0	0	0	398
	経済	71	77	72	89	0	0	0	0	0	309
	法学	62	79	93	125	0	0	0	0	0	359
	文学	126	128	148	175	0	0	0	0	0	577
	理学	47	41	36	40	0	0	0	0	0	164
	工学	27	43	47	33	0	0	0	0	0	150
	医学	28	21	27	77	0	0	0	0	0	153
	看護	44	49	71	61	0	0	0	0	0	225
	生活	110	105	113	103	0	0	0	0	0	431
	大学院	0	0	0	0	192	182	53	62	121	610
合計		1648	1662	1772	2198	557	737	161	198	375	9308

(表6) 学部・学年別の回答率

性別	学部	1年次	2年次	3年次	4年次以上	修士1年	修士2年以上	博士1年	博士2年	博士3年以上	
男性	商学	13.6%	17.9%	10.5%	7.8%	0	0	0	0	0	12.2%
	経済	31.0%	26.2%	14.1%	8.5%	0	0	0	0	0	18.9%
	法学	39.2%	3.4%	11.4%	8.9%	0	0	0	0	0	15.3%
	文学	12.1%	13.5%	14.8%	6.6%	0	0	0	0	0	11.2%
	理学	2.5%	0.7%	14.8%	9.3%	0	0	0	0	0	7.0%
	工学	36.4%	23.4%	28.9%	33.2%	0	0	0	0	0	30.6%
	医学	40.7%	71.7%	41.8%	34.6%	0	0	0	0	0	43.5%
	看護	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	15.4%
	生活	0.0%	48.0%	5.6%	8.8%	0	0	0	0	0	17.2%
	大学院	0	0	0	0	12.1%	11.9%	13.9%	11.8%	6.7%	11.1%
女性	商学	26.3%	10.5%	10.1%	12.8%	0	0	0	0	0	14.8%
	経済	46.5%	29.9%	8.3%	4.5%	0	0	0	0	0	21.4%
	法学	53.2%	11.4%	21.5%	14.4%	0	0	0	0	0	22.3%
	文学	11.9%	27.3%	33.1%	19.4%	0	0	0	0	0	23.1%
	理学	4.3%	2.4%	8.3%	10.0%	0	0	0	0	0	6.1%
	工学	33.3%	25.6%	36.2%	36.4%	0	0	0	0	0	32.7%
	医学	60.7%	100.0%	70.4%	55.8%	0	0	0	0	0	65.4%
	看護	4.5%	42.9%	43.7%	36.1%	0	0	0	0	0	33.8%
	生活	3.6%	58.1%	4.4%	10.7%	0	0	0	0	0	18.8%
	大学院	0	0	0	0	11.5%	15.4%	15.1%	21.0%	13.2%	14.3%
		24.8%	24.1%	20.5%	17.4%	11.8%	12.8%	14.3%	14.6%	8.8%	19.3%

「大阪市立大学人権宣言 2001」の周知状況

D 大阪市立大学人権宣言2001について知っていますか？

1.宣言を読んだことがある 2.聞いたことはある 3.はじめて聞いた

まず最初に、本調査の主要な目的である「大阪市立大学人権宣言 2001」の認知度について見ていきます。次の（表 1）は、上記（質問 D）への回答を集計したものです。

（表 1）「人権宣言 2001」の認知度

回答	度数	比率 1	比率 2
読んだ	262	9.1%	9.1%
聞いた	934	32.4%	32.5%
はじめて	1679	58.2%	58.4%
有効回答	2875	99.6%	100.0%
NA	12	0.4%	
総数	2887	100.0%	

回答者全体での「宣言」の認知度は、「読んだことがある」と答えた回答者の比率が 9.1 %、それについて「聞いたことがある」という回答者の比率が 32.5 %で、両者あわせても 41.6%でしかありません。「初めて聞いた」と答えた回答者の数が 1,679 人（全回答者の 58.4 %）と過半数以上を占め、それは「読んだことがある」「聞いたことはある」という「宣言」の存在を認知している回答者の数を大きく上回っています。全体としてみれば、「人権宣言 2001」の認知度はきわめて低いと言わざるをえません。

もちろんこの「宣言」の認知と人権問題に対する意識・感覚との連関は自明ではありません（おそらくはほとんど関係がないと思われます）。それゆえ、「宣言」の認知度が低いという事実からただちに本学構成員の人権問題に関する意識や認識のありようについて云々することはできません。しかしこの回答結果は、少なくとも、大学が推し進めようとしている（してきた）人権問題への取り組みが、そして「宣言」において表明されているその取り組みの理念と方向性が、本学の構成員に十分に（あるいはほとんど）伝わっていないのではないのか、ということ推測させます。本学における人権教育や啓発活動のあり方の根本的な再検討をも含めて、真剣な議論が必要であると思われます。

●回答者の「属性」別に見た「宣言」の認知度

次の（表 2）は、「宣言」の認知の程度が回答者の「属性」に応じてどの程度異なっているのかということを見たものです（ここでは回答者の 8 分類に従って、その各属性グループの認知度を示してい

ます)。たしかに、全体としての「宣言」の認知の程度は低調なのですが、それでも、回答者の「属性」別にその認知度を見てみると、そこにはかなり大きなバラつきがあるということが、この集計表からは見えてきます。

このクロス集計表から、まず第一に、学部学生におけるその認知度がきわめて低いということがわかります。「宣言を読んだことがある」と回答した学部学生の比率は男女ともに5%にも満たないというありさまです。「聞いたことはある」という回答を合わせても、その認知率は33~34%程度でしかありません。学部学生のほぼ3分の2は「宣言」の存在そのものを知らないのです。

(表2)回答者の属性別に見た「宣言」の認知度

度数・行%	読んだ		聞いた		はじめて		合計	
学部・女性	20	3.1%	205	31.3%	429	65.6%	654	100.0%
学部・男性	28	3.1%	286	31.5%	593	65.4%	907	100.0%
院生・女性	14	14.4%	40	41.2%	43	44.3%	97	100.0%
院生・男性	26	15.9%	57	34.8%	81	49.4%	164	100.0%
教員・女性	8	44.4%	6	33.3%	4	22.2%	18	100.0%
教員・男性	59	40.7%	46	31.7%	40	27.6%	145	100.0%
職員・女性	37	6.5%	177	30.9%	359	62.7%	573	100.0%
職員・男性	43	30.3%	55	38.7%	44	31.0%	142	100.0%
合計	235	8.7%	872	32.3%	1593	59.0%	2700	100.0%

X-squared = 417.3, df = 14, p-value = < 2.2e-16

現状では、大学・大学院の入学式直後の人権問題ガイダンスにおいて、人権問題委員長ならびに人権問題研究センター教員から、この「宣言」についての紹介がなされています。にもかかわらず、なぜこのように学部学生の「宣言」の認知度が低いのでしょうか。考えられる一つの理由としては、現在の学部学生が「宣言」以後に（すなわち2002年以降に）入学している、ということがあるのかもしれない。しかし、もしもそうであるとすれば、「宣言」以後の本学における「人権啓発活動」や「人権教育」において、とりわけ学部学生に対するそれにおいて、この「宣言」がほとんど何らの積極的な役割を果たしてこなかった（すなわち「宣言」は策定・公表されただけで終わってしまっている）ということになります。そもそも、この「宣言」は何のために、そして誰に向けて発せられたのか、再度、その策定過程にさかのぼって再点検することが必要なのかもしれない。

●学生の所属学部別に見た「宣言」の認知度

次の(表3)は、学生(院生を含む)の所属学部・院の別に「宣言」の認知度を見たものです。このクロス集計表の χ^2 値とそのp値からもわかるように、学生の所属学部・院と「宣言」の認知度とのあいだには、一応は、統計的に有意な関連がうかがえます。各セル度数の標準化残差を基準に見てい

くならば（その標準化残差の絶対値が2よりも大きいセルは網掛けで強調しています）、「読んだことがある」という回答の比率が統計的に有意に大きいのは大学院生（15.8%で標準化残差は9.06）で、小さいのは工学部（2.1%で標準化残差は-2.75）と医学部（1.6%で標準化残差は-2.63）の学部学生です。「聞いたことはある」という回答の比率については、商学部（40.0%で標準化残差は2.09）と生活科学部（42.6%で標準化残差は2.23）においてその比率が有意に高くなっています。しかし、このクロス集計表から見えてくるもっとも顕著な事態は、医学部の学生における「はじめて聞いた」（すなわち「宣言」の存在そのものを知らなかった）という回答の比率の高さです。医学部の学部学生においては、「宣言」について「はじめて聞いた」と回答した学生の比率は80%を超えており（80.9%で標準化残差は6.50）、「読んだことがある」と回答した学生は回答者総数257名中のわずかに4名（1.6%）に過ぎません。「聞いたことがある」と回答した学生の比率も17.5%で、すべての学部・大学院のなかでもっとも低くなっています。全体として、学部学生の「宣言」認知度はきわめて低いのですが、その中でも医学部の学生の「宣言」認知度はとりわけ低いということがここには示されています。なぜそうなのか、その理由をこの調査結果から推測することはもちろんできないのですが、少し気がかりな結果ではあります。検討が必要かもしれません。

(表3) 学生の所属学部別に見た「宣言」の認知度

度数・行%	読んだ		聞いた		はじめて		合計	
商学	5	3.2%	62	40.0%	88	56.8%	155	100.0%
経済	10	4.2%	76	31.8%	153	64.0%	239	100.0%
法学	7	4.1%	59	34.7%	104	61.2%	170	100.0%
文学	7	4.0%	50	28.6%	118	67.4%	175	100.0%
理学	2	3.9%	20	39.2%	29	56.9%	51	100.0%
工学	8	2.1%	131	34.6%	240	63.3%	379	100.0%
医学	4	1.6%	45	17.5%	208	80.9%	257	100.0%
看護	3	3.8%	24	30.8%	51	65.4%	78	100.0%
生活	2	2.0%	43	42.6%	56	55.4%	101	100.0%
大学院	42	15.8%	97	36.6%	126	47.5%	265	100.0%
合計	90	4.8%	607	32.5%	1173	62.7%	1870	100.0%

X-squared = 135.4, df = 18, p-value = < 2.2e-16

学部学生に次いで「宣言」の認知度が低いのは「女性職員」です。「女性職員」における「読んだことがある」という回答の比率は6.4%と学部学生に次いで低く、「聞いたことがある」という回答の比率（30.7%）は全属性グループのなかでもっとも低くなっています。それゆえ、両者を合わせたその認知率も37.1%ときわめて低く、それはほとんど学部学生と同程度の認知度です。同じ職員であっても、「男性職員」の場合は、その認知率は69.0%（「読んだことがある」は30.3%、「聞いたことがある」は38.7%）と女性職員のそれを大きく上回っています。学部学生、大学院生、教

員にあっては、男女間でその「宣言」の認知度にそれほど大きな差は認められないのに、職員においてはきわめて大きな開きがあることが、この集計表には示されています。

なぜこのように女性職員の「宣言」に対する認知度が低いのか、これについても、その理由を今回の調査結果から推測することはできないのですが、しかしもしもこれが、何らかの意味で、本学の女性職員がおかれている状況（その雇用形態・就労状況や職場の労働環境など）に起因しているのだとすれば、これはきわめて重大な問題です。そして、こうした「懸念」があながち的外れではないと推測させるような調査結果が他の質問項目への回答からもうかがえるのです（これについては後ほど報告・検討します）。ここでは、「女性職員」における「宣言」の認知度がきわめて低いという事実注目する必要がある、ということだけを指摘しておきます。

第1条 大学の責任

大阪市立大学及びその構成員は、人権及び基本的自由を尊重する大学の実現のために行動する責任を有する。

E 大阪市立大学では人権及び基本的自由が尊重されていると感じますか？

- 1.大いに感じる 2.まあまあ感じる 3.どちらとも言えない
4.あまり感じない 5.まったく感じない

●大阪市立大学では人権及び基本的人権が尊重されているか

「大阪市立大学人権宣言 2001」の「第1条 大学の責任」には「大阪市立大学及びその構成員は、人権及び基本的自由を尊重する大学の実現のために行動する責任を有する」と規定されています。(質問 E)は、この条項の「浸透の程度」を測るために用意されたものです。(表 1)はこの質問への回答結果を集計したものです。なお、質問票の回答選択肢は「1.大いに感じる」「2.まあまあ感じる」「3.どちらとも言えない」「4.あまり感じない」「5.まったく感じない」と5段階で提示されていますが、以下では「1.大いに感じる」と「2.まあまあ感じる」を合併し、同様に「4.あまり感じない」と「5.まったく感じない」を合併して、「1.感じる」「2.どちらとも」「3.感じない」という3段階にリコードして集計しています。

(表 1) 大阪市立大学では人権及び基本的人権が尊重されているか

回答	度数	比率 1	比率 2
1.感じる	1559	54.0%	54.2%
2.どちらとも	1003	34.7%	34.9%
3.感じない	314	10.9%	10.9%
有効回答	2876	99.6%	100.0%
NA	11	0.4%	
総数	2887	100.0%	

大阪市立大学では「人権及び基本的自由が尊重されている」かどうかという質問に対しては、「大いに感じる」あるいは「まあまあ感じる」という肯定的な評価を下した回答者が過半(54.2%)を占め、「あまり感じない」「まったく感じない」という否定的評価者の比率(10.9%)を大きく上まっています。その意味では、本学構成員において、本学が「人権及び基本的自由」を「尊重」している大学であるという評価が定着していると一応はいえるようです。とはいえ、この質問は、「人権及び基本的自由」の「尊重」ということの具体的な中身を何も提示せずになされている、きわめて抽象

的な質問なので、このような質問での肯定的な評価者の比率が高いということをもそのまま受け取ることは実態を見誤ることになるかもしれません。解釈にさいしては慎重であるべきでしょう。

●回答者の「属性」別に見た「人権の尊重」についての評価

以上のように全体として見れば、大阪市立大学が「人権及び基本的自由」を「尊重」している大学であるという評価が優勢なのですが、しかしこのような評価のありようは、本学の構成員すべてにおいて一律であるというわけではもちろんありません。「性別」や「学生・教員・職員の別」等のその「属性」に応じて、その評価のありようはかなり異なっています。（表2）は「質問 E」への回答を回答者の8分類別に見たクロス集計表ですが、これを見ると回答者の属性に応じて、その評価がかなり異なっていることがわかります。なお、このクロス集計表ではセル度数の比率が統計的に有意に大きい（調整済みの標準化残差が2以上）のセルにはグレーの網掛けがほどこされていますので、その部分に注目することによって各属性グループの評価の特徴がわかります。

（表2）大阪市立大学では人権及び基本的人権が尊重されているか

度数・行%	感じる	どちらとも	感じない	合計
学部・女性	391 59.6%	221 33.7%	44 6.7%	656 100.0%
学部・男性	459 50.8%	341 37.7%	104 11.5%	904 100.0%
院生・女性	62 63.3%	18 18.4%	18 18.4%	98 100.0%
院生・男性	98 59.8%	40 24.4%	26 15.9%	164 100.0%
教員・女性	9 50.0%	8 44.4%	1 5.6%	18 100.0%
教員・男性	110 75.3%	29 19.9%	7 4.8%	146 100.0%
職員・女性	242 42.3%	243 42.5%	87 15.2%	572 100.0%
職員・男性	93 65.0%	42 29.4%	8 5.6%	143 100.0%
合計	1464 54.2%	942 34.9%	295 10.9%	2701 100.0%

X-squared = 112.3, df = 14, p-value = < 2.2e-16

このクロス集計表から、大阪市立大学が「人権及び基本的自由」を「尊重」している大学であるかどうかということに関して、肯定的な評価を下しているのが「学部の女子学生」と「男性教員」と「男性職員」であることがわかります。

そして、もっとも顕著に肯定的な評価を下しているのは男性教員であり、そこでは「大いに感じる」と「まあまあ感じる」という肯定的な評価者の合計の比率が 75.3%（標準化残差は 5.27）という、平均（54.2%）よりも 20%以上も高い値を示しています。男性教員はおそらく、その「人権及び基本的自由」の保障という点では、もっとも恵まれたポジションに位置しているのであり、この回答結果はそうした現実を反映していると思われます。

これに比べると、女性教員の回答傾向は幾分か曖昧です。女性教員は回答者数が少ない（18 人）ために、その明確な評価の傾向を読み取るのは難しいのですが、この集計表に示されている結果からすれば、その評価は全体の平均とほぼ同様の傾向を示している（すなわちそのセル度数が期待度数から統計的に有意に乖離した回答はありません）、少なくとも男性教員のようにはっきりとした肯定的な「感じ」を抱いてはいないということは確かです。「教員」という大学においてはもっとも有利なポジションにあっても、「女性」教員の場合はその有利さをさほど実感できないのかもしれない。

男性教員に次いで肯定的な評価を示しているのは「男性職員」です。男性職員の 65%（約 3 分の 2）は、大阪市立大学では自分たちの「人権及び基本的自由」が「尊重」されていると感じているのです。やはり、「男性」教員と「男性」職員にとっては、大学はそれなりに働きやすく、居心地の良い空間であるようです。

学部の女子学生が相対的に肯定的な評価を示しているのはちょっと意外な感じがします。ここ数年、入学式後の人権ガイダンスで、女性教員からキャンパスセクシュアルハラスメントを中心とした講話がなされていることが影響しているのかもしれない。

学部の男子学生では「どちらとも言えない」というどっちつかずの評価の比率が有意に高く（37.7%で標準化残差は 2.20）、また「そうは感じない」という回答者の比率も 11.5%あって、どちらかといえば否定的な評価の方に傾いているのに対して、女子学生はかなり明瞭に肯定的な評価を示しています。大学においても依然として女性は様々な場面で不利な立場に立たされているのではないかと思われるのですが、それにもかかわらず学部学生にあっては女性の方が大学の人権状況に対して肯定的な「感じ」を抱いている（らしい）のはなぜなのでしょう。

上記の 3 グループが程度の差はあれ肯定的な評価を下しているのに対して、男女の大学院生と女性職員においては全体平均と比べると否定的な評価の傾向がうかがえます。もっとも、大学院生の場合は、肯定的な評価の比率は平均と比べて小さくはないので（男性院生は 59.8%が、そして女性院生は 63.3%が肯定的な評価を示しており、これはその全体平均の 54.2%よりも大きくなっています）、必ずしも全面的に否定的な評価が優勢であるとは言えません。むしろ、「どちらとも言えない」という回答の比率が有意に小さく（男性の場合の標準化残差は-2.91、女性はそれは-3.49です）、そして否定的な評価の比率が有意に大きい（男性の場合の標準化残差は 2.09、女性はそれは 2.41です）という結果からすれば、院生においてはその評価は肯定的評価と否定的評価の両方向へ分岐する傾向が示されているとも言えそうです。もちろん、こうしたいくらか特異な回答傾向の原因については、そ

これをデータに基づいて明確に示すことはできないのですが、しかし以下に示す（表 3）の集計結果からは、その原因の一端（らしきもの）をうかがうことはできるかもしれません。

●大学院生の学年別にみた評価

この（表 3）は大学院生だけのサブセット・データを用いて（それゆえ集計の母数は 266 と少なくなっています）、その学年と（質問 E）への回答をクロス集計したものです。χ²検定の結果からすると、その p 値は 0.038 なので、有意水準を 0.05 に設定するとすれば、両変数（「学年」と質問 E への回答）のあいだには何らかの関連があるとみなすことができます。度数が小さいセルもあって、検定結果は幾分か不安定かもしれませんが、しかしこの集計表からは興味深い関連が読みとれます。このクロス集計表には標準化残差も示されていますが、その値を少し注意深く読んでいくと、そこからは、修士課程と博士課程ともに、その学年が上昇するにつれて肯定的な評価の趨勢が弱まって、逆に否定的な評価が強まっていることがわかります。

（表 3）大学院生の学年別にみた評価

度数・行%・標準化残差	感じる	どちらとも	感じない	合計
修士課程 1 年	51 75.0% 2.68	13 19.1% -0.73	4 5.9% -2.71	68 100.0%
修士課程 2 年以上	53 56.4% -1.31	22 23.4% 0.34	19 20.2% 1.34	94 100.0%
博士課程 1 年	17 73.9% 1.28	5 21.7% -0.06	1 4.3% -1.62	23 100.0%
博士課程 2 年	16 55.2% -0.75	6 20.7% -0.22	7 24.1% 1.24	29 100.0%
博士課程 3 年以上	15 45.5% -2.04	9 27.3% 0.74	9 27.3% 1.86	33 100.0%
合計	152 61.5%	55 22.3%	40 16.2%	247 100.0%

X-squared = 16.3 , df = 8 , p-value = 0.03764

回答の比率で見ていくなれば、修士課程においては、1年次では75.0%であった肯定的な評価者の比率が2年次以上では56.4%へと減少し、逆に否定的な評価者のそれは5.9%から20.2%へと上昇しています。博士課程においても同様です。1年次から2年次、3年次以上と学年（在籍年数）が上がるにつれて、「人権及び基本的自由が尊重されているか」という設問に対する肯定的な評価者の比率は73.9%→55.2%→45.5%と減少し、否定的な評価者のそれは4.3%→24.1%→27.3%と上昇しています。すなわち、ここから、修士と博士のどちらの課程においても、学年が上がるにつれて肯定的な評価が否定的な評価へと変わっていくという傾向が見て取れるのです。そして上に述べた肯定的評価と否定的評価の分岐という傾向の背後には、大学院生におけるこのような学年の上昇に伴う評価の逆転という事態が潜んでいるのではないかと推測されるのです。そして実は、これについては後ほど詳しく報告するのですが、大学院生におけるアカデミック・ハラスメントの被害経験者率においても同様の傾向が示されています。すなわち、学年が上がるにつれて、アカハラ被害経験者の比率が高まっていくという傾向が示されているのです。

第2条 学問の自由

- 1 大阪市立大学は、学問の自由を保障する。すべての構成員は、学問・研究・教育の自由、思想及び良心の自由、並びに表現の自由を保障される。
- 2 前項の規定は、他人の人権及び基本的自由を侵害する権利を承認するものではない。

F 大阪市立大学で学問・研究・教育の自由、思想及び良心の自由、並びに表現の自由は尊重されていると思いますか？

- 1.大いに感じる
- 2.まあまあ感じる
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまり感じない
- 5.まったく感じない

(質問 F)では、「人権宣言」の第 2 条の規定と関連して、大阪市立大学において「学問の自由」(すなわち「学問・研究・教育の自由」、「思想及び良心の自由」そして「表現の自由」)が「保障」されているかどうかということについての評価を聞いています。この質問もまた先の(質問 E)と同様に、かなり抽象的な質問で、「学問の自由」の具体的な内容が提示されないままでの質問ですから、これへの回答から本学の人権状況に関して何か積極的な知見や情報が得られるとはあまり思えないのですが、一応、基本的な集計結果を示しておきます。(表 1)はこの質問への回答結果を集計したものです。なお、質問票の回答選択肢は(質問 E)と同様に、5 段階で提示されていますが、以下では「1.感じる」「2.どちらとも」「3.感じない」という 3 段階にリコードして集計しています。

(表 1)「学問の自由」は「保障」されているか

回答	度数	比率 1	比率 2
1.感じる	1810	62.7%	63.0%
2.どちらとも	839	29.1%	29.2%
3.感じない	226	7.8%	7.9%
有効回答	2875	99.6%	100.0%
NA	12	0.4%	
総数	2887	100.0%	

大阪市立大学では「学問の自由」が「保障」されているかどうかという質問に対しては、「大いに感じる」あるいは「まあまあ感じる」という肯定的な評価を下した回答者が 6 割以上 (63.0 %) を占め、「あまり感じない」「まったく感じない」という否定的評価者の比率 (7.9 %) を大きく上まっています。本学構成員において、本学が「学問の自由」が「保障」されている大学であるという評価が定着しているといえるようです。

なお、当然と言えば当然なのですが、この(質問 F)に対する回答結果と本学が「人権」を「尊重」

している大学であるかどうかを聞いた（質問 E）への回答結果とは強く相関しており、（質問 E）において肯定的な評価を示した回答者は、この（質問 F）への回答においても肯定的な評価を示しているという傾向が顕著に示されています。次の（表 2）は（質問 E）と（質問 F）への回答をクロス集計したものです。

（表 2）「人権は尊重されているか」×「学問の自由は保障されているか」

度数 行% 列%		「学問の自由」			合計
		感じる	どちらとも	感じない	
「人権の尊重」	感じる	1363	161	34	1558
		87.5%	10.3%	2.2%	100.0%
		75.3%	19.2%	15.0%	54.2%
	どちらとも	369	576	58	1003
		36.8%	57.4%	5.8%	100.0%
		20.4%	68.7%	25.7%	34.9%
感じない	77	101	134	312	
	24.7%	32.4%	42.9%	100.0%	
	4.3%	12.1%	59.3%	10.9%	
合計		1809	838	226	2873
		63.0%	29.2%	7.9%	100.0%
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

X-squared = 1353.4, df = 4, p-value = < 2.2e-16

この集計表の対角線上のセル度数がきわめて大きくなっていることから、回答者の本学における「人権の尊重」と「学問の自由の保障」に関する評価がかなりの程度で一致していることがわかります。たとえば、本学が「人権」を「尊重」する大学であると評価している回答者（1558人）中の1363人（87.5%）は同時に「学問の自由」が「保障」されていると答えています。逆に「人権」が「尊重」されているとは「感じない」回答者は、その42.9%が「学問の自由」についても「保障」されているとは「感じない」と回答しています。「人権の尊重」と「学問の自由の保障」に関して、その評価が逆転している回答者は111人で、これは全回答者（2873人）の3.9%にすぎません。そして両方の質問で肯定的な評価を下している回答者が1363人（全回答者の47%）、否定的な評価を下している回答者が134人（4.7%）ですから、全体としてみれば、本学の構成員は大阪市立大学の人権状況をきわめて肯定的に評価していると言えます。

●回答者の「属性」別に見た「学問の自由の保障」についての評価

(表 3) は大阪市立大学における「学問の自由の保障」についての評価を回答者の属性（8 分類）別に見たものです（セル度数が統計的に有意に大きい個所については網掛けが施されています）。

(表 3)「学問の自由」は「保障」されているか(属性グループ別集計)

度数 行%	感じる	どちらとも	感じない	合計
学部・女性	459 70.1%	162 24.7%	34 5.2%	655 100.0%
学部・男性	561 62.0%	252 27.8%	92 10.2%	905 100.0%
院生・女性	71 72.4%	18 18.4%	9 9.2%	98 100.0%
院生・男性	116 70.7%	32 19.5%	16 9.8%	164 100.0%
教員・女性	12 66.7%	5 27.8%	1 5.6%	18 100.0%
教員・男性	118 80.8%	24 16.4%	4 2.7%	146 100.0%
職員・女性	271 47.5%	247 43.3%	53 9.3%	571 100.0%
職員・男性	94 65.7%	46 32.2%	3 2.1%	143 100.0%
合計	1702 63.0%	786 29.1%	212 7.9%	2700 100.0%

全体として見れば、「学問の自由の保障」と「人権の尊重」についての回答者の評価はほぼ似通っていたのですが、この回答者の属性別の集計表からは、両者のあいだにはいくらか違いもあることが見えてきます。本学が「学問の自由」を「保障」している大学であるという点で、もっとも高い評価を示しているのは「人権の尊重」についての場合と同様に男性教員（80.8%が肯定的な評価を下しています）なのですが、これに続いて肯定的に評価しているグループは女性の大学院生（72.4%）、男性の大学院生（70.7%）、学部の女子学生（70.1%）です。大学院生（男女とも）は「人権の尊重」に関しては、全体平均と比べると幾分か否定的な評価の傾向が優勢だったのですが、この「学問の自由の保障」に関しては肯定的な評価者の比率が有意に大きくなっています。すなわち「学問の自由」に関しては肯定的に評価しつつも、「人権の尊重」に関しては否定的な評価を下している大学院生が相対的に多いということなのですが、これは少し考えさせられる結果ではあります。

「人権の尊重」に関しては肯定的評価者の比率が有意に高かった男性職員は、この「学問の自由」に

関しては平均的な評価率（65.7%）に留まっています。女性職員にあつては、肯定的な評価者の割合は全体平均よりもかなり低く（47.5%）、そのかわりに「どちらとも言えない」という判断保留（あるいは判断停止）の回答比率が有意に高くなっています。職員においては否定的な評価者の比率が有意に高いわけではないのですが、「どちらとも言えない」という回答比率が（特に女性職員において）高いということは、「学問の自由の保障」という人権課題が職員の関心からは比較的遠いということなのでしょうか。

なお学部学生においては、「人権の尊重」に関する評価の場合と同様に、女子学生の評価が高く（回答者の70.1%が「学問の自由」が保障されていると「感じる」と答えています）、それに対して男子学生は否定的な評価者の比率が有意に大きくなっています（10.2%）。

(表4)「学問の自由」は「保障」されているか(学部学生の所属学部別集計)

度数 行%	感じる	どちらとも	感じない	合計
商学	111 71.2%	33 21.2%	12 7.7%	156 100.0%
経済	163 68.8%	59 24.9%	15 6.3%	237 100.0%
法学	124 72.9%	34 20.0%	12 7.1%	170 100.0%
文学	137 77.8%	32 18.2%	7 4.0%	176 100.0%
理学	30 58.8%	13 25.5%	8 15.7%	51 100.0%
工学	217 57.3%	120 31.7%	42 11.1%	379 100.0%
医学	150 58.6%	86 33.6%	20 7.8%	256 100.0%
看護	48 61.5%	23 29.5%	7 9.0%	78 100.0%
生活	69 68.3%	25 24.8%	7 6.9%	101 100.0%
合計	1049 65.4%	425 26.5%	130 8.1%	1604 100.0%

X-squared = 44.4 , df = 16 , p-value = 0.00017

最後に、(表4)は学部学生の所属学部の別に「学問の自由の保障」についての評価を集計したもの

です。このクロス集計表の χ^2 値は 44.4、自由度は 16、p 値は 0.00017 ですから、学生の「学問の自由の保障」についての評価とその所属学部とのあいだには何らかの関連がある、すなわち所属学部によってその評価の様態は異なっているということになります。

集計結果によれば、肯定的評価者の比率が有意に高いのは文学部（77.8%）と法学部（72.9%）で、反対に否定的な評価者の比率が高いのは理学部（15.7%）と工学部（11.1%）です。医学部（33.6%）と工学部（31.7%）では「どちらとも言えない」という回答者の比率が有意に高くなっています。大阪市立大学が「学問の自由」を「保障」している大学であるかどうかということについての評価に関しては、全体的な傾向としては、文科系学部の学生において肯定的な評価者の比率が高く、理工系学部の学生においては否定的な評価もしくは判断保留（「どちらとも言えない」）の回答比率が高い傾向がうかがえます。これは、それぞれのいわば「学問の特質」に起因する違いなのでしょう、それともその背景には各学部における教育・研究体制などの制度的な要因が潜んでいるのでしょうか。

第3条 差別、排除及び嫌がらせのない大学の実現

- 1 大阪市立大学及びその構成員は、その教育・研究活動において、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、性別、性的指向、言語、宗教、思想、信条又は障害の種類や程度を理由とする差別、排除及び嫌がらせを行わない。
- 2 大阪市立大学及びその構成員は、職務上の地位や権限、威信を利用した不当な業務や課題の強要、もしくは性的強要を行わない。

H 以下のa～fの人権侵害のうち、本学であなた自身が受けたことがある項目を選んで下さい。

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------------|
| a.アカデミック・ハラスメント | b.セクシュアル・ハラスメント | c.障害を理由とする侵害 |
| d.部落差別 | e.国籍や民族 | f.その他 |

I 以下のa～fの人権侵害のうち、本学であなた自身がおこなってしまった経験がある項目を選んで下さい。

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------------|
| a.アカデミック・ハラスメント | b.セクシュアル・ハラスメント | c.障害を理由とする侵害 |
| d.部落差別 | e.国籍や民族 | f.その他 |

J 以下のa～fの人権侵害のうち、本学で直接見聞きしたものがあつたら選んで下さい。

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------------|
| a.アカデミック・ハラスメント | b.セクシュアル・ハラスメント | c.障害を理由とする侵害 |
| d.部落差別 | e.国籍や民族 | f.その他 |

「大阪市立大学人権宣言」の第3条1項では「大阪市立大学及びその構成員は、その教育・研究活動において、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、性別、性的指向、言語、宗教、思想、信条又は障害の種類や程度を理由とする差別、排除及び嫌がらせを行わない」と述べられています。はたしてこの「差別、排除及び嫌がらせのない大学」は実現されているのでしょうか、このことを確かめるために、(質問 H) (質問 I) (質問 J) では、回答者に「差別、排除及びいやがらせ」の「被害」、「加害」、「見聞」の経験の有無をたずねています。

具体的には、これら三つの質問では「アカデミック・ハラスメント」「セクシュアル・ハラスメント」「障害を理由とする侵害」「部落差別」「国籍や民族(による差別、排除及びいやがらせ)」「その他(の差別、排除及びいやがらせ)」という6項目の人権侵害事項を列挙して、それぞれについて被害、加害、見聞の経験をたずねているのですが、これらの質問への回答の集計結果を見る限りでは、「差別、排除及び嫌がらせのない大学」が実現されているとは到底言えないようです。

●人権侵害の「被害」経験者と「見聞」経験者の概要

(表1)は、各人権侵害事項の「被害」「加害」「見聞」の経験者数とその比率を示したものです

(比率の母数は 2887 人です)。これによると、なんらかの差別やいやがらせを受けたことがあるという回答者は 290 人(回答者の 10 %)で、加害経験があるという回答者は 89 人(回答者の 3.1%)、それらの人権侵害を「直接見聞きした」という回答者は 501 人(回答者の 17.4 %)です。本学の構成員のうちの 1 割が何らかの差別やいやがらせを受けた経験があるというのは、驚くべき数字です。これだけとっても、本学が「差別、排除及び嫌がらせのない大学」であるとは、とても言えません。

(表 1)人権侵害の「被害者」「加害者」「直接見聞者」の人数とその比率

	被害経験あり		加害経験あり		直接見聞経験あり	
	度数	比率	度数	比率	度数	比率
アカデミック・ハラスメント	103	3.6%	9	0.3%	208	7.2%
セクシュアル・ハラスメント	109	3.8%	24	0.8%	288	10.0%
障害を理由とする人権侵害	16	0.6%	19	0.7%	61	2.1%
部落差別	32	1.1%	12	0.4%	81	2.8%
国籍や民族による人権侵害	22	0.8%	26	0.9%	92	3.2%
その他の人権侵害	75	2.6%	19	0.7%	45	1.6%
総数	290	10.0%	89	3.1%	501	17.4%

「被害経験者」の比率では、それがもっとも大きいのは「セクシュアル・ハラスメント」(3.8%)で、次が「アカデミック・ハラスメント」(3.6%)です。この二つは被害経験者が 100 名を超えています。これらに続いて、「その他の人権侵害」、「部落差別」、「国籍や民族による人権侵害」、「障害を理由とする人権侵害」となっています。「直接見聞経験者」の比率もほぼ同様で、もっともその比率が大きいのは「セクシュアル・ハラスメント」(10.0%)で、以下「アカデミック・ハラスメント」(7.2%)、「国籍や民族による人権侵害」、「部落差別」、「障害を理由とする人権侵害」、「その他の人権侵害」となっています。

「加害経験者」については、この質問への回答がどの程度信頼できるのかという点で、かなり疑問が残ります。これは一種の「セルフ・リポート」調査ともいえるのですが、一般的には、この種の調査から得られた結果を、そのまま「事実」とみなすことはできません。それゆえ、この質問への回答結果についてはここでは言及せず、集計結果を提示するにとどめておきます。

この集計結果から言えば、現在の大阪市立大学においてもっとも深刻な人権侵害事象は「セクシュアル・ハラスメント」と「アカデミック・ハラスメント」であるということになります。少なくとも、被害の量的な側面から見ればそうなります。この二つに比べると、他の人権侵害事象の被害経験者や見聞経験者の人数と比率ははるかに小さくなっています。しかし、だからといってこれらの人権侵害がもはや問題ではないというわけでは決してありません。部落差別、「障害者」差別、国籍・民族差別といった人権侵害は、いわば「古典的な」人権侵害であり、大阪市立大学では現在にいたるまで長い時間をかけてこれらの人権侵害を防止するために多大の努力を重ねてきました。そうした努力にも

かかわらず、依然としてこれらの人権侵害が無視できない数で生起しているのです。とすれば、これはむしろ深刻な問題なのです。これらの人権侵害については、私たちはその問題のとらえ方や、正しい対応のあり方などについて、長い時間と多くの痛ましい犠牲を重ねて、多くのことを学んできたはずですが、なすべきことと、その方向性もおおむね明らかであるはずですが、しかし問題は依然としてここにあるということ、この集計結果は私たちに突きつけています。とすれば、これらのデータは、本学における長年の人権問題への取り組みそのものを疑問に付しているのだ、というふうに読まれるべきなのではないでしょうか。

さらには、部落差別、「障害者」差別、国籍・民族差別といった人権侵害事象を、その生起した件数という量的な側面で、「セクシュアル・ハラスメント」や「アカデミック・ハラスメント」と並列し比較するのは誤りだという点に注意する必要があります。なぜなら、「セクシュアル・ハラスメント」や「アカデミック・ハラスメント」は、いわば誰にでも起こりうる（すなわち、すべての人が被害者になる可能性のある）人権侵害であるのに対して、部落差別、「障害者」差別、国籍・民族差別といった人権侵害事象はそうではありません。後者はいわゆる「マイノリティ」と呼ばれている人びとに対する人権侵害であって、被害を受ける可能性のある人びとの集合は、前者と比べればはるかに小さいのです。それゆえ、一件の人権侵害の「重み」はまったく異なっているのです。その意味では、先の集計表はきわめて誤解を招きやすい集計表です。とりわけ、その被害経験者の「比率」は、「部落差別」「国籍や民族による人権侵害」「障害を理由とする人権侵害」に関しては、ほとんど無意味な、さらには「誤り」であるとさえ言うべきような数値なのです。これらの人権侵害についての被害経験者の比率を算出するためには、これらの被害を受ける可能性のある人びとの大きさを見積もる必要があるのですが、本学においてそれらを知ることはできません。そしてもしもそのような被害を受ける可能性のある人びとの大きさのある程度正確に見積もることができるとすれば、それを母数として算出される被害経験者の比率ははるかに大きな値になるはずですが。

たとえば、今回の調査によれば、障害を持っていると答えた回答者は 55 人です。「障害者」差別を受ける人を「障害」を持つ人とするならば、これらの人々（55 人）を仮の母集団として考えた場合、被差別体験のある人は 16 人ですから、実に 29.1%の人が、差別を受けたと答えていることになり、マイノリティ集団における被差別経験率はきわめて高いといわざるを得ないのです。

それゆえ、上記の集計表では、形式的にすべての人権侵害事象について、回答者総数を母数にしてその比率を算定していますが、これはあくまで便宜的なものにすぎません。この集計表を見る場合にはこの点に十分に注意してください。

●誰がセクシュアル・ハラスメントの被害にあっているのか

すでに指摘したように、「被害」経験者数（率）およびその「直接見聞」経験者数（率）がもっとも多かった（高かった）人権侵害事象は「セクシュアル・ハラスメント」です。全体でのその被害経験者数（率）は 109 人（3.8 %）、見聞経験者数（率）は 288 人（10.0%）でした。すなわち、数字の上から言えば、現在の大阪市立大学において、もっとも深刻な人権問題はこの「セクシュアル・ハ

ラスメント」問題なのです。それでは、誰がこのセクシュアル・ハラスメントという人権侵害の被害者なのでしょうか、そしてそれはどこでおこっているのでしょうか、調査結果に基づいて見ていきましょう。

次の（表 2）は、「性別」と「セクシュアル・ハラスメント被害経験の有無」とのクロス集計表です。女性の被害経験者数は 86 人で比率は 6.4 %（その 95%信頼区間は 5.1%～7.8%）、男性のそれは 12 人と 0.9 %（95%信頼区間は 0.5%～1.5%）で、セクハラという人権侵害の被害経験者数とその比率が女性において圧倒的に大きいことがこの集計表には示されています。「性別不明」を除いた 98 名の被害経験者のうち女性の比率は 87.8 %であり、セクハラ被害経験者が女性に集中していることは明らかです。そして性別不明の 11 名の被害経験者も、おそらくその大部分は女性であると推測されるのですから、セクハラ被害経験者のうち、女性の占める割合は 90 %を超えているにちがひありません。それゆえ、この「セクシュアル・ハラスメント」という人権侵害は、女性にとってのもっとも深刻な人権侵害でもあるということができるといえるでしょう。

（表 2）「性別」×「セクハラ被害経験の有無」

度数 行%	被害経験 あり	被害経験 なし	合計
女性	86 6.4%	1266 93.6%	1352 100.0%
男性	12 0.9%	1351 99.1%	1363 100.0%
性別不明	11 6.4%	161 93.6%	172 100.0%
合計	109 3.8%	2778 96.2%	2887 100.0%

X-squared = 59.6 , df = 2 , p-value = 0.0

このように「セクシュアル・ハラスメント」という人権侵害の被害経験者は大きく女性に偏っているのですが、しかし同時に、その被害者は本学の構成員であるすべての女性のあいだで均等に分布しているわけではありません。おなじ女性のあいだにおいても、その「属性」に応じて、セクハラ被害経験率はかなり大きく異なっています。次の（表 3）は回答者の属性（8 分類）別に、セクハラ被害経験者数（率）を集計したものです。

この集計表には驚くべき事実が示されています。すなわちそれは、本学の女性職員の 10.8%（その 95%信頼区間は 8.4%～13.6%です）が何らかのセクハラ被害を経験をしているという事実です。回答者総数（2887 人）の 20 %弱（576 人）を占めているにすぎない女性職員が、セクハラ被害においては、その経験者 109 人のうちの 56.9%（62 人）を占めているのです（「不明」の被害経験者 11 名を除いて計算するとその比率は 63.3 %にもなります）。学部学生、大学院生、教員、職員のす

すべてのグループにおいて、女性の被害経験者率が有意に高くなっているのですから、セクハラが女性にとっての問題であることは確かなのですが（「職員」と「不明」を除いて計算しても、やはりセクハラ被害経験者率は統計的に有意に女性において高くなっています）、しかし、この女性職員におけるセクハラ被害経験者数（率）の異様ともいべき大きさは、これを本学における女性一般の問題とのみ見なしてしまうことのできない問題が、すなわち女性職員がおかれている状況に固有の問題があるということを強く示唆しています。本学における「セクシュアル・ハラスメント」問題は、まずなによりも、女性職員にとっての問題である、といっても過言ではないでしょう。

(表3)「回答者のタイプ(8分類)」×「セクハラ被害経験の有無」

度数 行%	被害経験		合計
	あり	なし	
学部・女性	19 2.9%	637 97.1%	656 100.0%
学部・男性	7 0.8%	901 99.2%	908 100.0%
院生・女性	4 4.1%	94 95.9%	98 100.0%
院生・男性	0 0.0%	164 100.0%	164 100.0%
教員・女性	1 5.6%	17 94.4%	18 100.0%
教員・男性	1 0.7%	145 99.3%	146 100.0%
職員・女性	62 10.8%	514 89.2%	576 100.0%
職員・男性	4 2.8%	140 97.2%	144 100.0%
不明	11 6.2%	166 93.8%	177 100.0%
合計	109 3.8%	2778 96.2%	2887 100.0%

X-squared = 115.1, df = 8, p-value = < 2.2e-16

そしてさらには、このように女性職員におけるセクハラ被害経験者率がきわめて高いにもかかわらず、それらの事実がほとんどまったく報告されていないということも、きわめて懸念すべき事態です。た

例えば、セクハラ相談員に女性職員からの相談や訴えが寄せられることはほとんどないようです。実際、大阪市立大学のセクシュアル・ハラスメント相談窓口寄せられたセクハラ相談件数は、2009年度で3件となっており、そのうち職員からの相談はありません。

この事実から考えるとき、本学における現行のセクハラ問題への対応策（「セクハラ相談員」制度や「セクハラ調査委員会」など）は、女性職員のおかれている状況をほとんど考慮に入れていないのではないのでしょうか。それともそれらの対応策や仕組みが女性職員にまったく信頼されていないのでしょうか。先に、女性職員においては、「人権宣言」の認知率がきわめて低いこと、そして、本学が「人権及び基本的自由」を「尊重」している大学であるかどうかということに関しては、否定的な評価が優勢であるということを確認してきたのですが、もしかしたらこうした大阪市立大学の人権状況に対する女性職員の否定的な評価（や無関心）と、彼女らにおけるセクハラ被害経験者の比率の高さとは関連しているのではないかと推測されるのです。いずれにしても女性職員におけるセクハラ被害の深刻さにもかかわらず、それが潜在化せしめられている（あるいは「隠蔽」されている）ということは確かです。

今回の調査によって、本学の女性職員がきわめて厳しい状況におかれているのではないかとということが、おぼろげながらにはあるのですが、浮かび上がってきました。しかし、その厳しい（と予想される）職場環境の実態はほとんど不明のままです。そして、本学の女性職員がきわめて大きな不安と不快な思いを抱えながら日々の業務に従事しているであろうということはほとんど確実です。緊急にその職場環境を再点検し、改善する必要があると思われます。

●誰がアカデミック・ハラスメントの被害にあっているのか

(表4)「回答者のタイプ(4分類)」×「アカハラ被害経験の有無」

度数 行%	被害経験		合計
	あり	なし	
学部学生	38 2.4%	1571 97.6%	1609 100.0%
大学院生	19 7.1%	247 92.9%	266 100.0%
教員	18 9.3%	175 90.7%	193 100.0%
職員	28 3.4%	785 96.6%	813 100.0%
合計	103 3.6%	2778 96.4%	2881 100.0%

X-squared = 35.3, df = 3, p-value = 0.0

「セクシュアル・ハラスメント」に次いでその被害経験者数（とその比率）が大きかったのは「アカデミック・ハラスメント」です。被害経験者数は103名でその比率は3.6%でした。被害経験者数（比率）のボリュームから見れば、このアカハラはセクハラとほとんど同程度の深刻な問題です。そして、このアカハラの被害経験者もセクハラと同様に、本学の構成員の間に均等に分布しているのではなく、その属性に応じてかなり不均等に分布しています。主として誰がアカデミック・ハラスメントの被害者になっているのか、このことを調査結果に基づいて見てみましょう。上の（表4）は「学部学生、大学院生、教員、職員」の別に見たアカハラの被害経験者数と比率です。

この集計表から、アカハラの被害経験者率が高いのは教員と大学院生であるということがわかります。その比率は教員が9.3%（95%信頼区間は5.6%～14.3%）で、大学院生は7.1%（95%信頼区間は4.4%～10.9%）です。学部学生と職員のあいだにもそれぞれ38人と28人のアカハラの被害経験者がいて、その絶対数では教員と大学院生を上回っているのですが、その被害経験者率（あるいはアカハラ被害にあう危険率）でいえば、後者は前者を統計的に有意に上回っています（ちなみに、学部学生と職員のアカハラ被害経験者率の95%信頼区間はそれぞれ1.7%～3.2%と2.3%～4.9%と計算されます）。

教員においてアカデミック・ハラスメントの被害経験者率が高いのは、研究の評価や昇任、職務の分担などを巡ってハラスメントが起こりやすいからなののでしょうか。なお、この教員のアカハラ被害経験者の男女別の内訳は、男性11人、女性4人、性別不明3人となっています。女性教員はそもそも回答者の数が少ない（18人）ので確定的なことは言えないのですが、それでも18人の女性教員のうちの4人にアカハラ被害の認識があるというのは、その比率（22.2%）だけから見れば、驚くべき数字です。ただし、その95%信頼区間は回答者が少ないために6.4%～47.6%ときわめて広がっています。それに対して男性教員の場合は、回答者総数は146人、アカハラ被害経験者数は11人で、その被害経験者率は7.5%（95%信頼区間は3.8%～13.0%）となります。

はたして教員においては男女間でアカハラの被害経験者率に有意な差があるのか（すなわち女性教員は男性教員よりもアカハラの被害者になる危険性は大きいのか）という点については、きわめて微妙です。教員だけを取り出して、その「アカハラ被害経験の有無」と「性別」のクロス集計表について χ^2 検定をおこなった場合、その χ^2 値は4.16、p値は0.041と求められるので、ここからは5%の有意水準で両変数のあいだにはかろうじて統計的に有意な関連がある（すなわち女性教員の方が男性教員よりもアカハラの被害経験者率が高い）と言えそうです。しかし、すでに指摘したように女性教員のサンプル数がきわめて少ないので、この検定は不正確である可能性を否定できません。そこで、このクロス集計表について、Fisherの正確検定をおこなってみると、そのp値は0.064となって、今度は両変数が独立である（すなわち男性教員と女性教員とのあいだにその被害経験者率に差はない）ということを5%水準では否定できないということになります。教員において男女間でアカハラの被害経験者率に有意な差があるかどうか、微妙なところなのです。もちろんこのことをもって、大阪市立大学は、女性教員にとっては、少なくとも男性教員に比べて、決して「快適な職場」ではないという可能性を否定できるわけではないのは当然です。なお、教員以外の大学院生、学部学生、職員においては、アカハラの被害経験者率と性別とのあいだに、統計的に有意な関連は見いだされませ

んでした。すなわち、全体としてはアカハラ被害と性別は無関係であると言えます。

次に学生におけるアカデミック・ハラスメントの被害経験について見ていきます。すでに報告したように、学生におけるアカハラ被害のもっとも顕著な特徴は、その被害経験者率が大学院生において有意に大きいということでした。しかし、このこと以外にも学生におけるアカハラ被害については注目しなければならない特徴があります。アカハラ被害と学年との関連です。次の(表5)と(表6)は、大学院生と学部学生について、それぞれ学年別にアカハラの被害経験者数とその比率をクロス集計したものです。示されている χ^2 検定の結果からも明らかなように、大学院生と学部学生のどちらにおいても、その学年とアカハラの被害経験の有無とのあいだには有意な関連が見て取れます。すなわち、大学院生と学部学生の双方において、学生の学年が上がるにつれて被害経験者率が上昇する傾向がはっきりと示されているのです。大学院生の修士課程では1年から2年以上へと学年が上がるにつれて、アカハラの被害経験者率は1.5%から8.5%へと上昇し、博士課程においてもその学年が上がるにつれて、被害経験者率は0.0%→6.9%→18.2%と上昇しています。学部学生においても同様の傾向ははっきりと示されており、その学年が1年から4年以上へと上がるにつれて、アカハラの被害経験者率は1.2%→1.5%→2.1%→4.5%と上昇しています。とくに学部学生の4年生以上(4.5%)と博士課程の3年生以上(18.2%)の学生においては、その被害経験者数(比率)が統計的に有意に高くなっていることがわかります。

(表5)「大学院生の学年」×「アカハラ被害経験の有無」

度数 行%	被害経験		合計
	あり	なし	
修士	1	67	68
1年	1.5%	98.5%	100.0%
修士	8	86	94
2年以上	8.5%	91.5%	100.0%
博士	0	23	23
1年	0.0%	100.0%	100.0%
博士	2	27	29
2年	6.9%	93.1%	100.0%
博士	6	27	33
3年以上	18.2%	81.8%	100.0%
合計	17	230	247
	6.9%	93.1%	100.0%

X-squared = 11.8 , df = 4 , p-value = 0.019

(表6)「学部学生の学年」×「アカハラ被害経験の有無」

度数 行%	被害経験		合計
	あり	なし	
学部	5	406	411
1年	1.2%	98.8%	100.0%
学部	6	402	408
2年	1.5%	98.5%	100.0%
学部	8	370	378
3年	2.1%	97.9%	100.0%
学部	18	385	403
4年以上	4.5%	95.5%	100.0%
合計	37	1563	1600
	2.3%	97.7%	100.0%

X-squared = 11.8 , df = 3 , p-value = 0.001

この学年とアカハラの被害経験者率との関連は、学生におけるアカデミック・ハラスメント被害の多くが、学年が上がって学生の研究が進展していくにつれて、その結果、研究指導のために教員との接

触頻度が高まるにつれて、アカハラ被害に遭遇する危険性が高まっているのではないかと推測させます。とくに学部の4年以上や修士課程の2年以上、そして博士課程の3年以上において、アカハラ被害経験者数（比率）が急激に高まっているということは、それが卒業論文や修士論文、博士論文を作成する段階での教員による個別指導の場で起こっているのではないかと推測させます。

それにしても博士課程3年以上の大学院生における18.2%という被害経験者率は驚愕の数字です。もしもこれがほんとうであるとすれば、学生が博士課程に在籍すれば、論文を完成させるまでにその1/5弱の学生がハラスメント被害を経験（認識）するということになります。にわかには信じ難いことではあるのですが、上記の集計結果はそのように告げているのです。

(表7)「学部学生の所属学部」×「アカハラ被害経験の有無」

度数 行%	被害経験		合計
	あり	なし	
商学	2 1.3%	154 98.7%	156 100.0%
経済	4 1.7%	235 98.3%	239 100.0%
法学	0 0.0%	170 100.0%	170 100.0%
文学	1 0.6%	175 99.4%	176 100.0%
理学	2 3.9%	49 96.1%	51 100.0%
工学	8 2.1%	372 97.9%	380 100.0%
医学	16 6.2%	241 93.8%	257 100.0%
看護	4 5.1%	74 94.9%	78 100.0%
生活	1 1.0%	100 99.0%	101 100.0%
合計	38 2.4%	1570 97.6%	1608 100.0%

X-squared = 28.5, df = 8, p-value = 0.00

しかし同時に、本学では実際にはそれほど多くのアカハラ被害の訴えはなされていないという事実もあります。2009年度における大阪市立大学ハラスメント相談員へのアカデミック・ハラスメントを含む相談件数は、9件にすぎません。どうしてなのでしょう。今回の調査から見てきたアカデミック・ハラスメント被害の現実と、訴えや問題として可視的となった「事案」とのあいだには、大きな落差があるようです。研究室や教室にアカハラ被害を見えにくくさせてしまうような、あるいはその問題化を押し止めるような、そのような構造があるのでしょうか、それとも学生の側に被害の訴えや問題化を抑制させる何かがあるのでしょうか、いずれにしても学生におけるアカハラ被害の実態を正確に把握すること、またそのような正確な実態把握を可能とするような仕組みを整えること、このことが急務であるように思われます。

学部学生の「所属学部」別にアカハラ被害経験者数（率）を見たのが（表7）です。学部間でアカハラ被害経験者の比率にそれほど大きな差はうかがえませんが、ただ医学部においてその比率が6.2%（その95%信頼区間は3.6%～9.9%です）と高くなっており（257人の回答者中16人が被害経験があったと答えています）、ここだけは統計的に有意に高い比率になっています。少し注意が必要かもしれません。

●人権侵害事象の可視性について

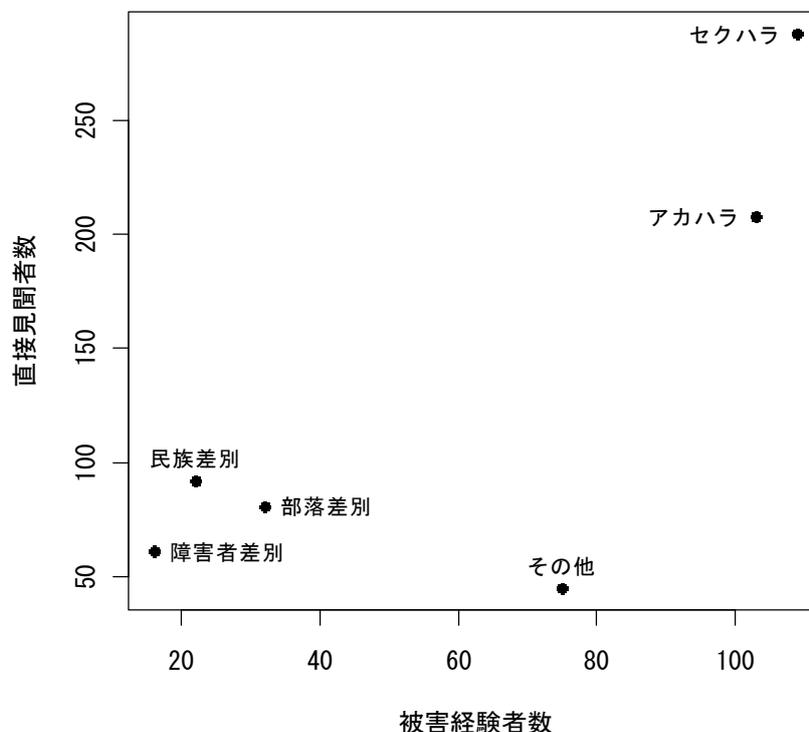
「差別、排除及び嫌がらせ」といった問題的現実の存在が気付かれ、その実態が見えているということ、このことが問題解決の不可欠の前提です。いかに深刻な問題的な現実がそこにあったとしても、その現実が気付かれないままであるならば、あるいは意識的・無意識的に隠蔽され見えなくされているならば、それへの対応も起こりようがありません。問題が見えるということは、一方ではたしかに、否応なく私たちがその否定的な現実と直面しなければならないということなのですから、その意味では決して楽しいことではないのですが、しかし他方では、この「問題が見える」ということこそがその克服の第一歩でもあるのですから、人権問題の場合にも同様に、人権侵害がまさしく人権侵害として見えるということ、あるいはそのように見える条件や仕組みをつくりあげることが重要です。とはいえ、本学において人権侵害が人権侵害として見えてくるための条件は何かという問題はきわめて難しい問題で、ここでそれを検討する余裕はないのですが、少なくとも「何が人権侵害であるのか」ということに関して、そして「人権侵害は許されてはならない」ということに関して、本学の構成員のあいだで、基本的な共通理解が成立しているということが、そのミニマムな条件であるということだけを指摘しておきます。そして、この共通理解（問題認識のための共通の枠組み）を確立していくということが、人権啓発や人権教育の役割であるはずなのです。その意味では、本学において問題（人権侵害の事実）がどの程度見えているのかということは、後ほど報告する、本学における人権教育や人権啓発活動の現状と密接に関わっているのです。

これまでに、大阪市立大学では無視できない量のさまざまな人権侵害事象が生起している（らしい）ということ調査結果に基づいて確認してきました。それでは、このような人権侵害事象は、どの程度人権侵害として気付かれ、認知されているのでしょうか。今回の調査では、「アカデミック・ハラ

スメント」「セクシュアル・ハラスメント」「障害を理由とする侵害」「部落差別」「国籍や民族（による差別、排除及びいやがらせ）」「その他（の差別、排除及びいやがらせ）」という6項目の人権侵害事項について、回答者に「本学で直接見聞き」した経験があるかどうかについて聞いており、この質問への回答の集計結果はすでに（表1）に示してあります。これによると、もっとも多く「本学で直接見聞き」されている人権侵害は「セクシュアル・ハラスメント」で、288人（7.8%）の回答者がその人権侵害を「本学で直接見聞き」したと回答しています。以後、「アカデミック・ハラスメント」が208人（7.2%）、「国籍・民族差別」が92人（3.2%）、「部落差別」が81人（2.9%）、「障害を理由とする侵害」が61人（2.1%）、「その他の人権侵害」が45人（1.6%）と続いています。

この「直接見聞」経験者の数（比率）を、それぞれ対応する「被害」経験者の数（比率）と見比べてみると、「その他の人権侵害」以外のすべての人権侵害事象において、「直接見聞」経験者数が「被害」経験者数を上まわっています。このことは、おそらく被害経験者の広がりよりも直接見聞経験者のそれの方が大きいのだろうということを示唆しています（このことは全体とすればそうであろうということであって、もちろん個々の被害経験についてはまた別の問題です）。そしてさらには、被害経験者数と直接見聞経験者数の大きさはおおむね比例しており（すなわち被害経験者数が大きい人権侵害事象ほど、その直接見聞経験者数も大きい）、これらから判断すれば、本学における人権侵害事象は私的な人間関係の場や密室に封じ込められているのではなく、ある程度「外から」見えているようだと言えそうです（図1）。

（図1）人権侵害の被害経験者数と直接見聞者数



しかし「障害を理由とする侵害」や「部落差別」「国籍・民族差別」の「直接」見聞者数が「アカハラ」や「セクハラ」と比べて小さいのは、はたしてその被害者の絶対数が小さいからなのか、それとも先に指摘したように、これらの人権侵害がマイノリティに対する人権侵害であって、それに対するマジョリティの側の知覚や感受性が低いからなのか、今回の調査結果からは判断できませんが、検討を要する重要な問題手あると思われます。

以上のように、全体としては人権侵害事象の「直接」見聞経験者の数はおおむね（「その他の人権侵害」を除けば）その被害経験者の数と対応しているようなのですが、しかし回答者の属性グループ別に両者の数を検討してみると、人権侵害事象の「見える程度」は、属性グループ間で幾分か違いもあるようです。次の（表8）は、回答者の8属性グループ別に、各人権侵害事象（「その他の人権侵害」は除いています）の被害経験者数と直接見聞者数を集計したのですが、この集計表からは、人権侵害事象が最もよく見えている（もしくは「見える立場」にある）のは「教員」であり、それに続いているのが「大学院生」であるということがわかります。この両者に比べると「学部学生」における「見聞」率は少し低いようです（なお、この集計表では属性が不明な177人は含まれていません）。

（表8）回答者の属性グループ(8分類)別に見た人権侵害事象の被害者数と見聞者数

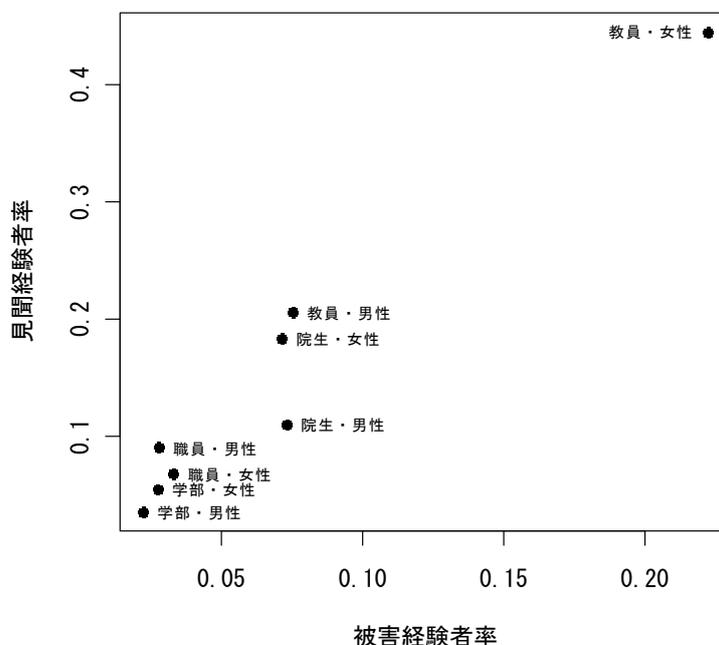
人数 列%	アカハラ		セクハラ		障害者差別		部落差別		国籍・民族差別		合計
	被害	見聞	被害	見聞	被害	見聞	被害	見聞	被害	見聞	
学部	18	36	19	42	1	13	2	14	1	24	656
女性	2.7%	5.5%	2.9%	6.4%	0.2%	2.0%	0.3%	2.1%	0.2%	3.7%	100.0%
学部	20	32	7	55	11	24	16	24	10	28	908
男性	2.2%	3.5%	0.8%	6.1%	1.2%	2.6%	1.8%	2.6%	1.1%	3.1%	100.0%
院生	7	18	4	14	0	4	1	4	2	5	98
女性	7.1%	18.4%	4.1%	14.3%	0.0%	4.1%	1.0%	4.1%	2.0%	5.1%	100.0%
院生	12	18	0	18	0	1	0	3	1	6	164
男性	7.3%	11.0%	0.0%	11.0%	0.0%	0.6%	0.0%	1.8%	0.6%	3.7%	100.0%
教員	4	8	1	5	0	1	0	1	0	2	18
女性	22.2%	44.4%	5.6%	27.8%	0.0%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	11.1%	100.0%
教員	11	30	1	34	0	5	0	5	1	5	146
男性	7.5%	20.5%	0.7%	23.3%	0.0%	3.4%	0.0%	3.4%	0.7%	3.4%	100.0%
職員	19	39	62	77	4	11	5	17	3	14	576
女性	3.3%	6.8%	10.8%	13.4%	0.7%	1.9%	0.9%	3.0%	0.5%	2.4%	100.0%
職員	4	13	4	23	0	2	4	9	1	7	144
男性	2.8%	9.0%	2.8%	16.0%	0.0%	1.4%	2.8%	6.3%	0.7%	4.9%	100.0%
合計	95	194	98	268	16	61	28	77	19	91	2710
	3.5%	7.2%	3.6%	9.9%	0.6%	2.3%	1.0%	2.8%	0.7%	3.4%	100.0%

そして、ここでもセクシュアル・ハラスメントに関して、女性職員における直接見聞者数（率）がその被害経験者数（率）に比べて極端に小さいという事実が目を引きまます。セクハラ被害経験者総数（98人）の63.3%（62人）が職員によって占められているにもかかわらず、その直接見聞者数においては28.7%（268人中の77人）を占めているにすぎません。被害経験者の数に比べて直接見聞者の数が小さすぎるのです。女性職員においてセクハラ被害が多いこと、それにもかかわらずその被害が見えにくくなっていること、これらの事実の背景には何があるのでしょうか。今回の調査からは判断できません。本学の職員（とくに女性職員）の労働実態と職場環境の再点検がぜひとも必要であると思われまます。

●アカデミック・ハラスメントの「直接見聞」者について

アカデミック・ハラスメントの「見聞」経験者数（率）は、基本的には「被害」経験者数（率）と同様の傾向を示しています。次の（図2）は、回答者の属性グループ（8分類）のアカハラ被害経験者率とその見聞者率を2次元座標上にプロットしたのですが、これを見ると全体としては、被害経験者率が高いグループではその見聞経験者率も高くなっている様子がうかがえます。男性職員において、被害経験者率に比して見聞経験者率が幾分か高く、男性院生においては逆に低くなっているといった若干のズレも見えますが、おおむね両者は比例関係にあるようです。

（図2）アカハラの被害経験者率と見聞者率



全体での「アカデミック・ハラスメント」の「直接見聞」経験者率は7.2%ですが、「学生・教員・職員」別でそれを見てみると、やはり「教員」においてその見聞経験者率が22.8%と有意に高くなっ

ています。なお、この教員の見聞経験者率を男女別にみると、男性教員が20.5%、女性教員が44.4%となっていて、これは女性教員の半数近く、男性教員の1/5以上がアカハラを事実を「直接見聞き」しているということです。しかし同時に、これほど多くの「直接見聞」の事実が教員によって報告されているとも思えません。もしも、教員が直接に見聞しているアカハラの実事がきちんと報告されていないとすれば、それはどのように「処理」されているのでしょうか、気にかかる点ではあります。次に、学生におけるアカハラの直接見聞者数（率）についてですが、先に「大学院生と学部学生の双方において、学生の学年が上がるにつれて被害経験者率が上昇する傾向がはっきりと示されている」ということを報告しましたが、この被害経験者率と同様に、アカハラの直接見聞経験者率もまた、大学院生と学部学生の双方において、学生の学年が上がるにつれて上昇するという傾向が、調査結果にはっきりと示されています。次の（表9）は学生の学年とアカハラの直接見聞の有無とのクロス集計表ですが、学部学生においては学年が1年から4年へと上がるにつれて、アカハラの直接見聞者の比率も1.5%→3.2%→7.1%→6.0%と上昇しており、同様に修士課程の学生においては5.9%→20.2%へと、博士課程の学生においては4.3%→10.3%→21.2%へと上昇しています。学年の上昇に伴うアカハラが増大という先に報告した事実は、このことによっても裏付けられていると言えます。

（表9）「学年」×「アカハラの直接見聞経験の有無」

	直接見聞経験あり		直接見聞経験なし		合計
	人数	比率	人数	比率	
学部1年	6	1.5%	405	98.5%	411
学部2年	13	3.2%	395	96.8%	408
学部3年	27	7.1%	351	92.9%	378
学部4年以上	24	6.0%	379	94.0%	403
修士1年	4	5.9%	64	94.1%	68
修士2年以上	19	20.2%	75	79.8%	94
博士1年	1	4.3%	22	95.7%	23
博士2年	3	10.3%	26	89.7%	29
博士3年以上	7	21.2%	26	78.8%	33
合計	104	5.6%	1743	94.4%	1847

X-squared = 73.7, df = 8, p-value = 0

それにしても、2年以上の修士課程学生（20.2%）と3年次以上の博士課程学生（21.2%）においてその比率は20%をこえているという事実はかなりショッキングなものです。そして、このことから大学院の高学年学生のあいだにおいては、アカハラという人権侵害の事実の存在は半ば公然のものとして認知されているのではないかということ推測させます。はたして、このような状況の下で、正常な教育・研究環境は維持可能なのでしょうか、大きな疑問です。

●セクシュアル・ハラスメントの「直接見聞」者について

以上報告してきたように、アカデミック・ハラスメントの「見え方」あるいはその「見える程度」は、おおむねその被害経験者の数と対応していると言えそうなのですが、これに対してセクシュアル・ハラスメントの場合は、被害者と直接見聞者の対応関係は明確ではありません。すなわち被害者数（率）の大小と直接見聞者数（率）のそれとはほとんど対応していないのです。たとえば、すでに見たように、セクハラ被害経験者の大多数（87.8%）を女性が占めているのですから、ここから当然にも、その直接見聞経験者の比率においても女性が高いであろうと予想されるのですが、しかし調査結果によればそうはなっていません。次の（表 10）は「性別」と「セクハラ直接見聞経験の有無」のクロス集計表ですが、直接見聞者の比率に男女差は見られず、それゆえセクハラ直接見聞経験の有無と性別とのあいだには、統計的に有意な関連はないのです。

（表 10）「性別」×「セクハラ直接見聞経験の有無」

度数 行%	直接見聞 あり	直接見聞 なし	合計
女性	139 10.3%	1213 89.7%	1352 100.0%
男性	130 9.5%	1233 90.5%	1363 100.0%
合計	269 9.9%	2446 90.1%	2715 100.0%

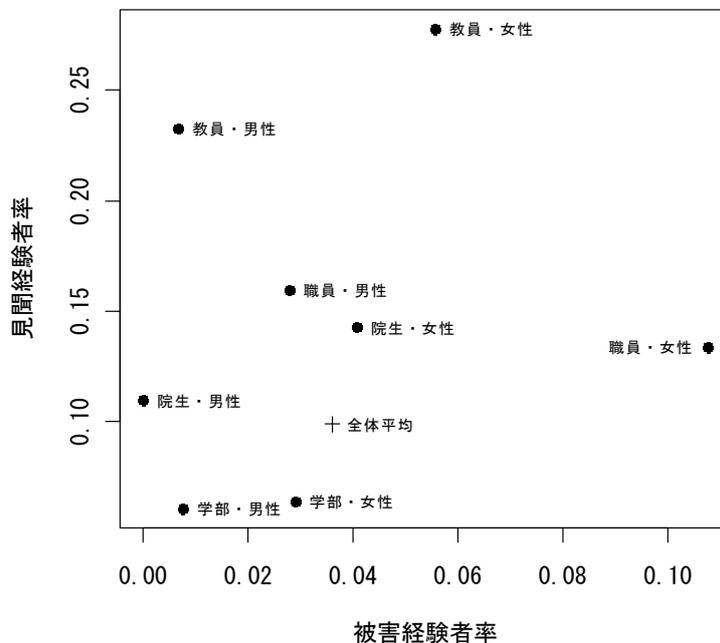
X-squared = 0.42, df = 1, p-value = 0.52

さらに、次の（図 3）は、アカハラの場合と同様に、回答者の属性グループ（8分類）のセクハラ被害経験者率とその直接見聞者率を2次元座標上にプロットしたのですが、これを見ても、直接見聞者数（率）は被害経験者数（率）とほとんど無関係であることがわかります。はっきりしていることは、その被害経験者率とは無関係に教員（男性・女性）と男性職員の直接見聞者率が相対的に高く、女性職員のそれがきわめて低いということだけです。

以上のことから、セクハラ被害に遭遇する「危険性」と、セクハラ被害への認知の程度がほとんど対応していないということがわかります。このことは、とりわけ女性職員においてそうなのです。客観的には、女性職員はかなりハイリスクな環境で勤務していると言わざるをえないのですが、それにもかかわらず、女性職員による被害事実の認知度の低さから判断すれば、その危険性が十分に認識・自覚されているとは思えないのです。と同時に、被害にあった女性職員が、身近な人に相談したり、身近な人からのサポートを受けたりすることが少なく、孤立化して問題を個人的に抱え込んでいるといった状況があるのではないかと推測できます。本学の女性職員の職場環境のなかに、被害を被害として表出させない、あるいは人権侵害を人権侵害として可視化させない事情が潜んでいるのではな

いでしょうか。

(図3)セクハラの実験者率と見聞者率



学生におけるセクハラの実験者率に関しては、アカハラと同様に、その学年が上がるにつれて直接見聞者率も上昇するという傾向が調査結果には示されています。

(表 11)「学年」×「セクハラの実験者率の有無」

	直接見聞経験あり		直接見聞経験なし		合計
	人数	比率	人数	比率	
学部 1 年	13	3.2%	398	96.8%	411
学部 2 年	20	4.9%	388	95.1%	408
学部 3 年	23	6.1%	355	93.9%	378
学部 4 年以上	42	10.4%	361	89.6%	403
修士 1 年	4	5.9%	64	94.1%	68
修士 2 年以上	13	13.8%	81	86.2%	94
博士 1 年	3	13.0%	20	87.0%	23
博士 2 年	4	13.8%	25	86.2%	29
博士 3 年以上	6	18.2%	27	81.8%	33
合計	128	6.9%	1719	93.1%	1847

X-squared = 36.7, df = 8, p-value = 1e-05

上の（表 11）は「学年」と「アカハラの直接見聞の有無」とのクロス集計表です。学部学生、修士課程の学生、博士課程の学生のすべてにおいて、学年が上がるにつれて、アカハラの直接見聞者の比率も「3.2%→4.9%→6.1%→10.4%」（学部学生）、「5.9%→13.8%」（修士課程の学生）、「13.0%→13.8%→18.2%」（博士課程の学生）と上昇しています（なお、網掛け部分はそのセル度数が統計的に有意に大きい部分です）。

ちなみに、学生の学年とセクハラ被害経験の有無とのあいだには統計的に有意な関連は見られません。すなわち、セクハラ被害経験においては学年間で相違は見られないのに、その直接見聞においては学年が上がるにつれてその数（比率）が上昇するという傾向が示されているのです。とくに、学部、修士、博士のそれぞれの課程の最上級（最終）学年においてその見聞率がかなり高くなっているという事実は注目する必要があるようです。これは、アカハラの場合と同様に、（調査結果からはうかがえないのですが）そこで実際にセクハラ被害が増えているということの間接的なあらわれなのか、それとも学年の上昇にともなって、学生がセクハラ（的）な事象に対してよりセンシティブになっていることの結果なのか、あるいはやはり学年が上がるにつれて学生間の情報共有の程度がより密になるからなのか、等々いろいろな理由を想定しうるのですが、確かなことはわかりません。しかし、いずれにしてもこのように学年の上昇にともなってセクハラ直接見聞者の比率が高まっているということは事実です。そしてこのことは、アカハラの場合と同様に、学生の教育・研究環境を大きく損なっている可能性を否定できません。早急な点検と対応が必要であると思われます。

第4条 多様性の確保と多文化共生社会の実現

大阪市立大学及びその構成員は、人々の多様性を承認し、異文化間の交流を促進することにより、多文化共生社会の実現に貢献する。

K 大阪市立大学では、人々の多様性が認められていると感じますか？

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| 1.大いに感じる | 2.まあまあ感じる | 3.どちらとも言えない |
| 4.あまり感じない | 5.まったく感じない | |

L 大阪市立大学では、異文化間の交流が盛んだと思いますか？

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1.とても盛んだと思う | 2.まあまあ盛んだと思う | 3.どちらとも言えない |
| 4.あまり盛んではない | 5.まったく盛んではない | |

「大阪市立大学人権宣言 2001」では「多文化共生社会の実現に貢献する」ことを宣言し、そのために「人々の多様性の承認」と「異文化間の交流の促進」を目指すとされています。そして、「宣言」のこの条項の「浸透の程度」を測るために用意されたのが（質問 K）と（質問 L）です。（質問 K）は本学における「多様性の承認」の状況について、そして（質問 L）は「異文化間の交流」の状況について、回答者の評価を聞いています。

しかし、この二つの質問もまた、きわめて抽象的であいまいな質問です。「多様性の承認」と「異文化間の交流」という言葉の中身について一切の限定や具体例は呈示されていません。その解釈は回答者に完全に委ねられてしまっています。しかしはたして、すべての回答者は大阪市立大学における「多様性の承認」と「異文化間の交流」の現状について、何らかの具体的な情報や判断材料を持っているのでしょうか。もちろん、そうした情報や判断材料がなくとも人は質問に答えることができるし、事実、多くの場合、答えてしまいます。しかしそうした回答はきわめて漠然としたイメージに基づいた、いわばほとんど空疎な回答です。それゆえ、たとえば大阪市立大学は「人びとの多様性を承認している」と「感じる」回答者が 65%いるという調査結果が得られても、このことが一体何を意味しているのかということ調査結果に即して明らかにすることができないのです。「異文化間の交流」についても同様です。これらの質問に対してそう「感じる」あるいは「盛んだと思う」と答えた回答者は、おそらく大阪市立大学の人権状況（のある側面）に対して何らかの肯定的な評価を下しているのだろうということは推測できるのですが、その評価の具体的な中身については推測することさえできないのです。「多様性の承認」や「異文化間の交流」という人権課題もまた、きわめて多面的で複雑な課題です。調査実施上でのさまざまな制約があったとはいえ、一言では到底片付けることのできない複雑多面の課題と状況を、このようなきわめて形式的で抽象的な質問によって測ろうとするのはやはり無理であったのではと思われます。調査の目的や調査票のデザインについてももう少し熟考され工夫さ

れていればと悔やまれます。

それゆえ、この二つの質問への回答結果から、本学の人権状況について積極的に言えることはあまりないのですが、一応、基本的な集計結果だけは提示しておきます。（表1）はこの二つの質問に対する回答を集計したものです。なお、質問票ではこの二つの質問の回答選択肢は5段階で提示されていますが、以下では（質問K）に関しては「1.感じる」「2.どちらとも」「3.感じない」という3段階に、（質問L）に関しては「1.盛ん」「2.どちらとも」「3.盛んではない」の3段階に、それぞれリコードして集計しています。

（表1）大阪市立大学における「多様性の承認」と「異文化間の交流」の状況についての評価

（質問K） 「多様性の承認」				（質問L） 「異文化間の交流」			
回答	度数	比率1	比率2	回答	度数	比率1	比率2
1.感じる	1869	64.7%	65.6%	1.盛ん	1096	38.0%	38.5%
2.どちらとも	775	26.8%	27.2%	2.どちらとも	1091	37.8%	38.4%
3.感じない	203	7.0%	7.1%	3.盛んではない	657	22.8%	23.1%
有効回答	2847	98.6%	100.0%	有効回答	2844	98.5%	100.0%
NA	40	1.4%		NA	43	1.5%	
総数	2887	100.0%		総数	2887	100.0%	

集計結果からすると、本学では「人びとの多様性が認められている」と「感じる」回答者は65.6%で、これはかなり高率です。それに対して、「異文化間の交流が盛ん」であると「思っている」回答者の割合は38.5%で、「多様性の承認」と比べると肯定的な回答の比率はかなり低くなっています。

「異文化間の交流」に関しては「どちらとも言えない」という回答の比率がかなり高くなっている（38.4%）、もしかしたら回答者のかなりの部分が本学における「異文化間の交流」について具体的な判断材料をもたないために判断を停止してしまったのではないかと考えられます。

次の（表2）と（表3）は（質問K）と（質問L）への回答を回答者の属性（8分類）別に見たクロス集計表です。どちらの場合も χ^2 検定の結果からすれば、回答者の属性とその回答傾向とは独立ではなく、両者のあいだには何らかの関連があることが示唆されているのですが、しかしそこに明確に有意な関連を読み取ることは難しいようです。セル度数が統計的に有意に大きい個所には網掛けが施されていますので、そこを中心にこの集計表を読んでいけば、各属性グループの回答傾向を把握することが一応はできるのですが、しかしそうしたとしても、そこからは本学の「多様性の承認」や「異文化間の交流」の現状に対する各属性グループの評価の具体的なありようは見えてきません。もちろん、事実のレベルだけで言えば、「多様性の承認」に関しては学部の女子学生において肯定的な評価者の比率が高く（74.4%）、「異文化間の交流」に関しては、大学院の男子学生と学部の男子学生において肯定的な評価者の比率が高い（46.6%と44.6%）ということを確認することはできます（ついでに言えば、学部の男子学生においては否定的な評価者の比率も有意に高くなっており、「異文化間の交流」に関する学部の男子学生の評価には2極化の傾向がうかがえます）。しかし、この事実が

一体何を意味しているのかということになると、この集計表からはほとんど何も見えてきません。やはり、設問のあいまいさのせいなのでしょう。

(表 2) 回答者の属性×質問 K

度数 行%	感じる	どちらとも	感じない	合計
学部・女性	488 74.7%	131 20.1%	34 5.2%	653 100.0%
学部・男性	608 67.9%	224 25.0%	64 7.1%	896 100.0%
院生・女性	66 68.0%	21 21.6%	10 10.3%	97 100.0%
院生・男性	108 66.3%	40 24.5%	15 9.2%	163 100.0%
教員・女性	10 55.6%	6 33.3%	2 11.1%	18 100.0%
教員・男性	103 70.5%	34 23.3%	9 6.2%	146 100.0%
職員・女性	284 50.6%	227 40.5%	50 8.9%	561 100.0%
職員・男性	95 66.9%	40 28.2%	7 4.9%	142 100.0%
合計	1762 65.8%	723 27.0%	191 7.1%	2676 100.0%

X-squared = 91.9 , df = 14 , p-value = 0

(表 3) 回答者の属性×質問 L

盛ん	どちらとも	盛んではない	合計
258 39.8%	240 37.0%	151 23.3%	649 100.0%
400 44.6%	264 29.4%	233 26.0%	897 100.0%
45 46.4%	27 27.8%	25 25.8%	97 100.0%
76 46.6%	52 31.9%	35 21.5%	163 100.0%
9 52.9%	7 41.2%	1 5.9%	17 100.0%
44 30.1%	64 43.8%	38 26.0%	146 100.0%
155 27.5%	301 53.5%	107 19.0%	563 100.0%
50 35.2%	71 50.0%	21 14.8%	142 100.0%
1037 38.8%	1026 38.4%	611 22.8%	2674 100.0%

X-squared = 112.6 , df = 14 , p-value = < 2.2e-16

なお、すでに報告したように、本学の「人権の尊重」の現状への評価を聞いた（質問 E）と「学問の自由の保障」の現状への評価を聞いた（質問 F）において高い評価を下していた男性教員が、この二つの質問に関しては平均的な評価しか下していないということについては注目していいのかもしれませんが。教員はおそらく学生や職員に比べると、本学の「多様性の承認」や「異文化間の交流」の現状に関しては、自らの研究環境の一部として、よりリアルな認識と切実な関心を持っていると想定されます。その意味では、「多様性の承認」や「異文化間の交流」の現状に関する教員の評価のありようが、その実態を一番よく反映しているとも考えられるからです。

そして、この二つの質問への職員の回答において「どちらとも言えない」という回答の比率が有意に高いという点も注目しておくべきでしょう。とくに女性職員においてこの回答傾向はより一層顕著な

のですが、このことはこれまでに縷々指摘してきた、本学の女性職員のおかれている厳しい人権状況との関連で注目されるべきです。もしかしたら、この「何とも言えない」という回答率の高さは、その厳しい状況の屈折した表出ではないのかとも思えるのです。

最後に、この二つの質問への回答傾向と、先に見た（質問 E）および（質問 F）への回答傾向の関連を見ておきます。なぜなら、この四つの質問への回答傾向のあいだには一定の関連がうかがえるからです。とくに、（質問 E）（質問 F）（質問 K）の回答傾向にはかなり強い正の相関関係が見られ、また（質問 K）と（質問 L）とのあいだにも正の相関関係が見られます。

（表 4）質問 E,F,K,L の回答変数間の相関係数

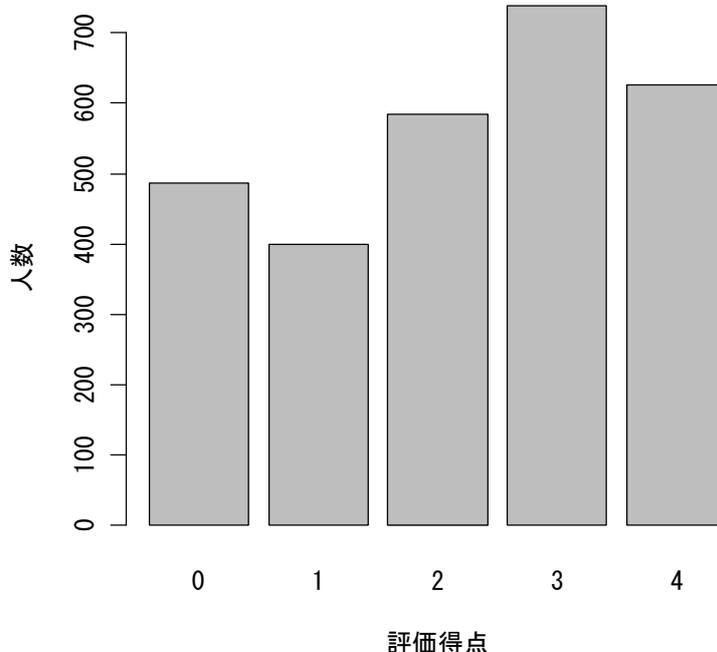
Correlations/Type of Correlation:

	質問 E	質問 F	質問 K	質問 L
質問 E	1	Polychoric	Polychoric	Polychoric
質問 F	0.6842	1	Polychoric	Polychoric
質問 K	0.5413	0.5281	1	Polychoric
質問 L	0.2601	0.2736	0.4592	1

（表 4）はこれら四つの質問の回答変数間の相関係数を示したのですが、網掛け部分の相関係数からもわかるように、これらの変数間にはかなり強い正の相関関係が見て取れます（なお、この相関係数は、四つの質問の回答選択肢を順序変数と見なして、各変数間のポリコリック相関係数を算出しています）。ちなみにこれらの質問はそれぞれ、大阪市立大学における（質問 E）「人権の尊重」、（質問 F）「学問の自由の保障」、（質問 K）「人びとの多様性の承認」、（質問 L）「異文化間の交流の促進」の現状に対する評価を聞いたものでした。たしかに、これら四つの質問は、いずれも具体性を欠いたあいまいな質問であり、各質問の単独の集計結果からは、大阪市立大学の人権状況について、さほど有意な情報を読み取ることはできませんでした。しかしもう一方で、これらの質問がきわめて漠然としてではあれ、本学の人権状況に対する評価を聞いていることはたしかであり、そして、これらの質問群への回答傾向のあいだにかなり強い正の相関が示されているのですから、これら四つの質問は総体としての大阪市立大学の人権状況を異なる四つの観点から聞いたものであると見なすこともできます。そこで、ここではこれら四つの回答変数を合成し、それを大阪市立大学の人権状況に対する回答者の総合的な評価を示す尺度とみなして、その評価得点の分布を見てみました。合成変数の作成方法としては、きわめてシンプルに、各質問への回答で肯定的評価を示している場合には 1 を、それ以外の場合は 0 を与えて、それらを単純に合計した値を回答者の評価得点としました。それゆえ、この得点は 0 から 4 までの正数値をとることになり、その値は四つの質問に対して回答者がいくつ肯定的な評価を下したのかということを示していることとなります（ここで少し細かい点に触れておくと、厳密にはこれら 4 変数の合算値を尺度として用いるのは幾分か不適切かもしれませんが。なぜなら、2 値へ変換する前の元データを用いて、Cronbach の α 係数を求めてみるとその値は 0.72 となり、通常は 0.8 以上をもって尺度として用いることができるとされる基準を下回って

るからです。しかし、ここではこの変数を厳密な意味で尺度として分析に用いるのではなく、大阪市立大学の人権状況に対する回答者の評価の傾向をおおまかに描き出すのが目的なのですから、この点については目をつぶります)。

(図1)大阪市立大学の人権状況に対する評価得点



(図1)は大阪市立大学の人権状況に対する回答者の評価得点の分布を示したものです。中央値は2、平均値は2.2なので、全体としては肯定的な評価の方へ傾いています。しかし得点が0すなわち四つの質問すべてに対して肯定的な評価を示していない回答者が486人(17%)もいるということには注目する必要があるようです。すなわち、これらの回答者は「人権の尊重」、「学問の自由の保障」、「人びとの多様性の承認」、「異文化間の交流の促進」というきわめて重要な人権課題のすべてについて、大阪市立大学ではそれらが達成されているとは見なしていないということなのです。

次に、この評価得点と回答者の属性との関係を見てみましょう。(表5)は回答者の属性(8分類)別に、評価得点の分布を示したものです。この集計表から、本学の総体としての人権状況に対してもっとも肯定的な評価を下しているのは大学院生(男女)であることがわかります。アカデミック・ハラスメントをはじめとして、大学院生においても厳しい人権状況があることは確認されてきたのですが、それでも総体として見れば、大学院生が本学の人権状況をもっとも肯定的に評価しているのです。大学院生に続いて、肯定的な評価の傾向を示しているのは男性教員と学部の女子学生です。そして、ここでも、学部の女子学生が男子学生よりも肯定的な評価の傾向を示していることが確認できます。これらの属性グループが本学の人権状況について相対的に肯定的な評価傾向を示しているのに対して、それらとはきわめて対照的に、きわめて厳しい否定的な評価を下しているのがやはり女性職員です。女性職員の回答者のうち172人(30.8%)は、評価得点は0です。すなわち、女性職員の3割は「人権の尊重」、「学問の自由の保障」、「人びとの多様性の承認」、「異文化間の交流の促進」

という四つの人権課題のすべてについて肯定的な評価を示していないのです。そして、この比率は他の属性グループにおけるその比率を大幅に凌駕しています。ここでもまた、本学における女性職員のおかれている人権状況の厳しさが示されていると言わざるをえません。

(図 1)属性グループ(8 分類)別に見た大阪市立大学の人権状況に対する評価得点

度数	4	3	2	1	0	合計
行%						
学部・女性	151 23.3%	197 30.4%	150 23.1%	90 13.9%	60 9.3%	648 100.0%
学部・男性	207 23.2%	229 25.6%	185 20.7%	129 14.4%	143 16.0%	893 100.0%
院生・女性	31 32.0%	27 27.8%	17 17.5%	5 5.2%	17 17.5%	97 100.0%
院生・男性	48 29.4%	37 22.7%	36 22.1%	22 13.5%	20 12.3%	163 100.0%
教員・女性	4 23.5%	2 11.8%	7 41.2%	2 11.8%	2 11.8%	17 100.0%
教員・男性	41 28.1%	52 35.6%	21 14.4%	13 8.9%	19 13.0%	146 100.0%
職員・女性	74 13.2%	115 20.6%	100 17.9%	98 17.5%	172 30.8%	559 100.0%
職員・男性	37 26.1%	35 24.6%	32 22.5%	15 10.6%	23 16.2%	142 100.0%
合計	593 22.3%	694 26.0%	548 20.6%	374 14.0%	456 17.1%	2665 100.0%

X-squared = 165.4 , df = 28 , p-value = < 2.2e-16

第5条 人権教育の推進

大阪市立大学は、すべての構成員が人権及び基本的自由の理念を理解し行動できるように、研修、啓発及び交流等の人権教育を推進する。

M 学生の方にお尋ねします。本学入学後にあなたはどのような人権問題に関する授業を受けましたか？
あてはまる項目すべてに丸印をつけて下さい。

- | | | | |
|---------------|-------------|----------|---------|
| 1. 受けていない | 2. 女性問題 | 3. 障害者問題 | 4. 部落問題 |
| 5. 外国人問題・民族問題 | 6. その他の人権問題 | | |

「人権宣言」の第5条では本学の「すべての構成員が人権及び基本的自由の理念を理解し行動できるように人権教育を推進する」ことが宣言されています。はたして本学における「人権教育の推進」の現状はどのようなものなのでしょうか。（質問 M）は学生（大学院生を含む）による「人権問題に関する授業」の受講状況を調査することによって、この「人権教育の推進」の現状を明らかにしようとしています。しかし、この条文には「研修、啓発及び交流等の人権教育」と書かれていて、そこで言われている「人権教育」は「人権問題に関する授業」に限定されない、もっと広い概念です。またその学ぶ主体も学生だけではなく「すべての構成員」であると述べられています。それゆえ、学生による「人権問題に関する授業」の受講状況だけで、この条文で宣言されている「人権教育の推進」の「浸透の程度」を測ることは、この条文の主旨を曲解することになります。「人権問題に関する授業」は「人権教育」のほんの一部でしかないからです。次節では本学構成員のさまざまな人権啓発活動へのコミットの程度や人権啓発文書の読書率について報告しますが、これらのデータなどと併せて、この「人権教育の推進」の現状はとらえられるべきであると思われまます。

●学生による「人権問題に関する授業」の受講率

以下の（表 1）は大学院生を含めた学生の「人権問題に関する授業」の受講者率を示したものです。この集計表は、（質問 M）への回答者のうち、「1. 受けていない」という選択肢を選んだ回答者の数を集計したものですから、この 417 人という学生数は「人権問題に関する授業」をまったく受講していない学生数です。この人数は学生の回答者総数 1875 人を母数とすればその比率は 22.2%となり、NA（無回答）の 42 人を除いた 1883 人を母数とすれば 22.7%と計算されます。

本学の学生の 22%がまったく「人権問題に関する授業」を受講していないという事実をどのように解釈すべきなのでしょうか。もちろん、この数字だけを単独に取りだして、その高低あるいは多寡を云々することはできませんが、それでも 22%の学生が「人権教育に関する授業」をまったく受講していないという事実は、本学の「すべての構成員」のための「人権教育の推進」を目指そうとする「人権宣言」の主旨に照らし合わせて考えるならば、やはりかなり問題的事実であると言わざるをえません。それでは、学生のうちの誰が、そしてなぜ、「人権問題に関する授業」を受講していない

のでしょうか。この総体としての受講率（あるいは「非」受講率）の内実がもう少し詳しく探られる必要があります。

（表 1）「人権問題に関する授業」の受講率

回答	度数	比率 1	比率 2
受けた	1416	75.5%	77.3%
受けていない	417	22.2%	22.7%
有効回答	1833	97.8%	100.0%
NA	42	2.2%	
総数	1875	100.0%	

●学生の「属性」別に見た「人権問題に関する授業」の受講率（「非」受講率）

次に、学生の主要な「属性」別に、人権科目の受講率（「非」受講率）を見ていきます。（表 2）は学生の性別、学部学生/大学院生の別、学部学生と大学院生の学年別、学部学生の所属学部別に、「人権問題に関する授業」の受講率を集計したものです。この集計表から、学生の学年や所属学部（大学院）ごとに、その受講率にかなり大きな違いがあることがわかります。

この集計表に示されている受講率の違いのなかでも、とりわけ目を引くのは学部学生と大学院生とのあいだの受講率の違いです。すなわち、学部学生と比べて、大学院生の受講率がきわめて低いという事実です。この集計表によると、学部学生の受講率が 81.7%であるのに対して、大学院生のそれは 49.8%でしかありません。すなわち、本学の大学院生の半数以上（50.2%）がまったく「人権問題に関する授業」を「受けていない」のです。

大学院生は、一方では、その在籍期間において「アカデミック・ハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」という人権侵害の被害（やその見聞）に遭遇する危険性が相対的に高いという事実を確認してきました。それにもかかわらず、そうしたいわばハイリスクな人権侵害状況に置かれている大学院生による人権関連科目の受講率が低いということは、検討を要するかなり重要な問題であると思われます。

大学院生の人権関連科目の受講率が低い原因のひとつは、大学院生のうちかなりの部分が、大阪市立大学以外の大学から大学院生として入学してきているということにあるのではないのでしょうか。本学の人権関連の授業は、もっぱら学部学生を主たる対象とした共通教育科目として開講されています。大学院生を対象とした人権教育はまったくなされていないというのが現状です。それゆえ、大阪市立大学の外から大学院生として入学してきた院生には、「人権問題に関する授業」を受講する機会が提供されないままの状態に置かれています。大学院生の受講率がきわめて低いという事実の背景には、このような大学院生を対象とした人権教育の仕組みがまったく存在していないという、人権教育における重大な制度的な不備があるのではないかと推測されます。もちろん、狭義の「人権教育」だけで

アカハラやセクハラの問題に対処できるというわけではないのですが、それでも大学院生を対象とした人権教育や啓発の仕組みを整えることは絶対に必要であると思われます。早急に、大学院生を対象とした人権教育カリキュラムの策定とその実施に向けた議論が開始されるべきです。

(表 2) 学生の「属性」別に見た「人権問題に関する授業」の受講率(「非」受講率)

	受けた		受けていない		合計		df	p-value
	度数	%	度数	%	度数	%		
女性	578	77.8%	165	22.2%	743	100.0%	1	0.621
男性	801	76.8%	242	23.2%	1043	100.0%		
学部学生	1289	81.7%	289	18.3%	1578	100.0%	1	0.000
大学院生	127	49.8%	128	50.2%	255	100.0%		
1年	311	76.8%	94	23.2%	405	100.0%	3	0.010
2年	324	81.2%	75	18.8%	399	100.0%		
3年	309	83.5%	61	16.5%	370	100.0%		
4年以上	338	85.6%	57	14.4%	395	100.0%		
修士1年	36	53.7%	31	46.3%	67	100.0%	4	0.905
修士2年以上	49	53.3%	43	46.7%	92	100.0%		
博士1年	11	47.8%	12	52.2%	23	100.0%		
博士2年	12	44.4%	15	55.6%	27	100.0%		
博士3年以上	16	55.2%	13	44.8%	29	100.0%		
商学	113	73.4%	41	26.6%	154	100.0%	8	0.003
経済	199	85.8%	33	14.2%	232	100.0%		
法学	143	84.6%	26	15.4%	169	100.0%		
文学	137	78.7%	37	21.3%	174	100.0%		
理学	41	80.4%	10	19.6%	51	100.0%		
工学	317	85.7%	53	14.3%	370	100.0%		
医学	210	82.7%	44	17.3%	254	100.0%		
看護	53	70.7%	22	29.3%	75	100.0%		
生活	76	77.6%	22	22.4%	98	100.0%		

なお、学部学生にあっても人権関連科目を「受けていない」とする学生が 289 人 (18.3 %) いるということも、無視できない問題です。学部学生に対しては、2009 年度で、1 部 2 部合わせれば 15 科目以上の授業が開講されています。それにもかかわらず、18%ほどの学生がそれらをまったく受講していないということ、このことの原因も探られる必要があります。

その他の属性別に受講率の違いを見てみると、「学部学生の学年」別と「学部学生の所属学部」別で、その受講率において統計的に有意 (有意水準を 5% に設定) な差が見られます (表の欄外の p-value

を参照してください)。学

部学生の学年別の受講率では、1年次(76.8%)から4年次(85.6%)へと学年が上がるにつれて受講経験者の比率が上昇する傾向が示されていますが、これは学年が上がるにつれて受講経験者も増えるということを意味しているのでしょうか(すなわち専門課程に上がってからも共通教育の人権関連科目を受講する学生がいるということなののでしょうか)、それとも近年になって学部学生の人権科目の受講率が下がっているという趨勢を示しているのでしょうか。これについて今回の調査データから結論することはできないのですが、もしも後者であるとすれば、検討を要する事態であると思われます。

学部学生の所属学部別にその受講率の違いを見てみると、全体としてはそれほど大きな差は示されていないのですが、商学部(73.4%)と看護学部(70.7%)において、受講経験者の比率が学部学生全体の平均(81.7%)よりも統計的に有意に小さくなっています。しかしその理由はわかりません。なお、人権関連科目の受講率に男女間の違いは見られません。

●「人権問題に関する授業」の受講科目数

次の(表3)は、学生による人権科目の「受講科目数」の分布を示したものです。学生の22.7%は「受講経験なし」、41.5%が「1科目だけ」の受講であり、「2科目以上」の人権科目を受講しているのは全体の35.8%です。本学の学生の多くは、共通教育課程において1科目ないしは多くても2科目の人権関連科目を受講しているという、本学における人権教育の現状が示されています。しかしはたしてこれによって本学が目指す「人権教育の推進」が十分に実現されていると言えるのでしょうか。現在の私たちの社会における人権問題状況は急速に多様化・複雑化しています。これまでの「古典的な」人権問題に加えて、さまざまな「新たな」人権問題が出現し、それにつれて問題への対応を巡っての議論も錯綜し始めています。このような状況の対して、上記のような本学の「人権教育」の現状は、はたして十分に対応できていると言えるのでしょうか。提供科目の多様化や授業時間の増加も含めて、人権教育の見直しが必要であるとおもわれます。

(表3)「人権問題に関する授業」の受講科目数

回答	度数	比率1	比率2
受講経験なし	417	22.2%	22.7%
1科目受講	760	40.5%	41.5%
2科目受講	439	23.4%	23.9%
3科目受講	154	8.2%	8.4%
4科目受講	45	2.4%	2.5%
5科目受講	18	1.0%	1.0%
有効回答数	1833	97.8%	100.0%
NA	42	2.2%	

●個別「人権関連科目」の受講状況

(表4)は、個人人権関連科目の受講状況を示したものです。各科目ごとにその受講率にかなり大きなバラつきがあることがわかります。もっとも受講率が高い科目は「部落問題」(48.0%)で、もっとも低い科目は「外国人問題/民族問題」(18.9%)です。この二つの科目の受講率には2倍以上の開きがあります。現在の人権関連科目の開講数および複数科目が受講可能であることを考慮すれば、「部落問題」と「障害者問題」(36.7%)はある程度受講者が多いといえますが、「女性問題」(21.5%)、「外国人問題/民族問題」の受講者率は幾分か少ないような気がします。このような個人人権関連科目の受講状況は、時間割の編成や講義室の収容人員数、さらには授業の内容等々のさまざまな要因に規定されるので、一概にはいえないのですが、一般論として言えば、できるだけ多くの学生が、できるだけ多くの人権関連科目を受講できるように工夫がなされるべきだと思います。この集計表に示されている個人人権科目の受講率のバラつきの大きさからすれば、人権関連科目のカリキュラム編成に関して、さらなる工夫が必要なのかもしれません。

(表4)個別「人権関連科目」の受講者率

	受けた	受けていない	合計
女性	395	1438	1833
問題	21.5%	78.5%	100.0%
障害者	672	1161	1833
問題	36.7%	63.3%	100.0%
部落	880	953	1833
問題	48.0%	52.0%	100.0%
外国人	346	1487	1833
問題	18.9%	81.1%	100.0%
その他	77	1756	1833
問題	4.2%	95.8%	100.0%

●学生の「属性」別に見た個人人権関連科目の受講状況

(表5)は、学生の属性別に各人権関連科目の受講率を見たものです(その受講率が有意に高い箇所にはグレーの網掛けが施されています)。学生の属性と各人権科目の受講率とのあいだにはそれほど明確な関連傾向はうかがえないのですが、それでも各人権科目の受講率は、学生の属性に応じて幾分か上下しています。

たとえば、性別では、「女性問題についての科目」と「外国人問題・民族問題」の受講率は女子学

生において高くなっているのに対して、「部落問題」の受講率では男子学生の方が高くなっています。また学部学生の所属学部別では、「障害者問題についての科目」の受講率は「経済」（47.7%）「理学」（52.9%）「医学」（42.0%）「看護」（51.3%）の各学部の学生において高くなっています（全体のその受講率は36.7%）。「部落問題」の受講率は全体平均の48.0%に比べて、「法学」（55.9%）「理学」（62.7%）「工学」（58.9%）の学部において統計的に有意に高くなっています。さらに、「女性問題」の受講率は法学部（34.9%）で高く、「外国人問題・民族問題」では商学部（29.9%）と経済学部（25.4%）の学生においてその受講率が高くなっています。

（表5）「属性」別に見た個人権関連科目の受講者率

属性	科目	女性 問題	障害者 問題	部落 問題	外国人 問題	その他 問題	人権科目 受講者率
男性		15.2%	37.7%	51.2%	17.2%	4.4%	76.80%
女性		30.4%	35.1%	43.2%	21.1%	4.0%	77.80%
学部学生		21.6%	38.8%	51.0%	18.8%	3.2%	81.70%
大学院生		21.2%	23.1%	29.4%	19.2%	10.6%	49.80%
商学部		18.8%	37.0%	48.1%	29.9%	0.6%	73.40%
経済学部		22.4%	49.1%	49.1%	25.4%	4.3%	85.80%
法学部		34.9%	29.6%	56.2%	21.9%	4.1%	84.60%
文学部		33.3%	32.2%	50.0%	23.6%	2.3%	78.70%
理学部		15.7%	52.9%	62.7%	9.8%	0.0%	80.40%
工学部		16.8%	36.5%	60.5%	14.3%	1.9%	85.70%
医学部医学科		16.5%	42.5%	44.9%	13.4%	5.5%	82.70%
医学部看護学科		9.3%	53.3%	24.0%	17.3%	5.3%	70.70%
生活科学部		24.5%	26.5%	29.4%	9.2%	3.1%	77.60%
学部1年次		19.0%	33.6%	45.7%	16.5%	2.2%	76.80%
学部2年次		19.0%	39.8%	49.1%	18.8%	3.0%	81.20%
学部3年次		21.4%	42.7%	49.7%	20.3%	3.2%	83.50%
学部4年次以上		27.3%	39.5%	59.5%	20.0%	4.1%	85.60%
全体平均		21.5%	36.7%	48.0%	18.9%	4.2%	77.30%

学部学生の学年別に各人権科目の受講者率を見ると、全体的な傾向として、学年が上がるにつれて人権科目の受講者率が高まる傾向がうかがえますし、「女性問題」「部落問題」においては4年次以上の学生の受講者率が有意に高くなっています。

●人権教育の「効果」はあるのか？

人権教育の「効果」の測定は簡単なものではありません。そもそも教育の「効果」とは長期にわたって多様な形であらわれるものだと考えられるからです。それゆえ、今回の調査に基づいて明確な私たちでこの「効果」の有無を言うことはできません。

とはいえ、本調査から人権教育、特に人権関連科目の受講がもたらした「効果」として考えられるものとして、人権侵害事象への「感受性」の高まりというものがあるように思われます。すなわち人権侵害事象を人権侵害として感受し、認識する意識と能力の高まりです。（表 6）から（表 9）は、各人権関連科目の受講の有無と、その科目に関連する人権侵害事象に対する見聞率とをクロス集計したものです。これをみると、人権関連科目の受講者は、大学における差別事象に対しての感受性が高まる傾向にあるようです。

（表 6）

女性問題	「セクハラ」の見聞		合計
	あり	なし	
受けた	49 12.4%	346 87.6%	395 100.0%
受けていない	83 5.8%	1355 94.2%	1438 100.0%
合計	132 7.2%	1701 92.8%	1833 100.0%

X-squared = 20.4 , df = 1 , p-value = 1e-05

（表 7）

障害者問題	「障害者差別」の見聞		合計
	あり	なし	
受けた	28 4.2%	644 95.8%	672 100.0%
受けていない	14 1.2%	1147 98.8%	1161 100.0%
合計	42 2.3%	1791 97.7%	1833 100.0%

X-squared = 16.7 , df = 1 , p-value = 4e-05

（表 8）

部落問題	「部落差別」の見聞		合計
	あり	なし	
受けた	39 4.4%	841 95.6%	953 100.0%
受けていない	8 0.8%	945 99.2%	880 100.0%
合計	47 2.6%	1786 97.4%	1833 100.0%

X-squared = 23.6 , df = 1 , p-value = 0

（表 9）

外国人問題 民族問題	「民族差別」の見聞		合計
	あり	なし	
受けた	23 6.6%	323 93.4%	346 100.0%
受けていない	41 2.8%	1446 97.2%	1487 100.0%
合計	64 3.5%	1769 96.5%	1833 100.0%

X-squared = 12.6 , df = 1 , p-value = 0.00038

（表 6）をみると、女性問題の授業を受けたことのある学生が大学内におけるセクハラについて見聞した割合は 12.4%となっており、受講経験がない人（5.8%）よりもセクハラ見聞率は高くなっています。

（表 7）では、障害者問題に関連する講義の受講経験者が大学内における障害者差別事象についての

見聞した割合は4.2%となっており、障害者問題に関する講義を受講していない人における障害者差別事象の見聞率（1.2%）よりも高くなっています。

（表8）では、部落問題に関連する講義の受講者における部落差別事象への見聞率（4.4%）は、受講していない人の見聞率（0.8%）よりも高くなっています。

（表9）においても、外国人問題・民族問題に関連した人権科目を受講した人は、学内における民族差別事象の見聞率が（6.6%）となっており、受講していない人の見聞率（2.8%）よりも高くなっているのです。

これらの連関について、ある人権問題についてもともと意識の高かった学生が受講しているということなのか、人権関連科目を受講したことにより、受講を通じて学生の人権意識が高まった「効果」なのかについては、今後も慎重に考える必要があります。しかし、多くの人権関連科目の授業において、差別の実態やその不当性について学生に考えさせる授業展開をしていることをあわせ考えると、そうした授業の受講の「効果」としての側面が強いと言えるのではないのでしょうか。

差別事象があったとしても、周囲の人がその問題性に気づかず、被害者を孤立させてしまうことにより二次被害を経験することになることも、人権侵害事象においてはありがちなことです。人権侵害を行わないだけでなく、人権侵害の具体的問題が生じているときに「気づける」こと、別の言い方をすれば人権侵害事象の「人権侵害」としての可視性を高めることが、人権問題の解決のためにはぜひとも必要であるということを考えたとき、この受講経験の有無と、学生における人権侵害事象に対する見聞率のあいだの連関は、注目すべき点だと思われます。

第6条 情報公開と人権意識向上への貢献

大阪市立大学は、人権施策に関する情報公開を促進し、学内外に広く意見を求めることによって、その人権施策を充実させる。また、人権及び基本的自由に関する研究成果と情報の発信を通して、社会の人権意識の向上に貢献する。

「人権宣言 2001」の第6条では「大阪市立大学は、人権施策に関する情報公開を促進し、学内外に広く意見を求めることによって、その人権施策を充実させる。また、人権及び基本的自由に関する研究成果と情報の発信を通して、社会の人権意識の向上に貢献する」と規定されています。そして実際に大阪市立大学は「社会の人権意識の向上に貢献する」ためにさまざまな人権意識啓発のための行事を実施し、また複数の啓發文書類を刊行しています。「質問 N」はこのような行事への参加の度合いや刊行物がどの程度読まれているのかということ进行调查することによって、この条項の「浸透の程度」を測ろうとしているのだと思われます。

具体的には、「春の人権問題講演会」「秋の人権交流会（人権エクスカージョン）」「人権フェスティバル」という三つの人権啓発イベントへの参加状況と、「人権問題ニュース」『人権 共に生きる』『人権問題ハンドブック』という三つの刊行物がどの程度読まれているのかということを開く6個の質問が用意されています。

●人権啓発イベントへの参加状況

① 春の人権問題講演会に参加したことがありますか？

1.毎年参加している 2.複数回参加 3.1回だけ参加 4.参加したことがない

② 秋の人権交流会(人権エクスカージョン)に参加したことがありますか？

1.毎年参加している 2.複数回参加 3.1回だけ参加 4.参加したことがない

③ 人権フェスティバル(例年12月頃)に参加したことがありますか？

1.毎年参加している 2.複数回参加 3.1回だけ参加 4.参加したことがない

(表1)は三つの人権啓発イベントへの参加状況を聞いた質問(質問 N①～③)への回答を集計したものです。これら三つの質問の回答選択肢はすべて共通で「1.毎年参加している」「2.複数回参加」「3.1回だけ参加」「4.参加したことがない」となっていますが、以下の集計表には「1.毎年参加している」「2.複数回参加」「3.1回だけ参加」という回答を「参加経験あり」とリコードした変数の集計値を付け加えています(網掛け部分)。

(表 1)人権イベントへの参加状況

回答	春の人権問題講演会			秋の人権交流会			人権フェスティバル		
	度数	比率 1	比率 2	度数	比率 1	比率 2	度数	比率 1	比率 2
毎年参加	91	3.2%	3.4%	13	0.5%	0.5%	8	0.3%	0.3%
複数回参加	175	6.1%	6.5%	66	2.3%	2.4%	64	2.2%	2.4%
1回参加	206	7.1%	7.6%	62	2.1%	2.3%	76	2.6%	2.8%
参加経験あり	472	16.3%	17.4%	141	4.9%	5.2%	148	5.1%	5.5%
参加経験なし	2234	77.4%	82.6%	2564	88.8%	94.8%	2549	88.3%	94.5%
有効回答	2706	93.7%	100.0%	2705	93.7%	100.0%	2697	93.4%	100.0%
NA	181	6.3%		182	6.3%		190	6.6%	
総数	2887	100.0%		2887	100.0%		2887	100.0%	

これらの集計表から、いずれのイベントにおいても、それへの参加の程度がきわめて低調であるということがわかります。もっとも参加者の比率が高い「春の人権問題講演会」においても、1回以上参加したという回答者の比率は17.4%（472人）でしかありません。このイベントに一度も参加したことがない人の割合が8割近い（77.4%）ということなのです。残りの二つのイベント（「秋の人権交流会」「人権フェスティバル」）についても同様です。「秋の人権交流会（エクスカージョン）」の参加者率は5.2%（141人）、「人権フェスティバル」のそれは5.5%（148人）で、「春の人権問題講演会」の参加率と比べても大幅に低くなっています。さらには、これら三つのイベントのいずれにも一度も参加したことがないという回答者の数は2172人で、これはNAを除いた有効回答者数2689人の80.8%にもなります。本学の構成員の80%がまったく参加していない人権啓発イベントがはたして「人権意識の向上に貢献」しているといえるのかどうか、真剣に考える必要性がありそうです。そして、これらのイベントの運営方法や広報のあり方に留まらない、その意義そのものについて根本的に再検討しなければならないのではないのでしょうか。

人権啓発イベントへの参加状況が全体として低調であるということに加えて、さらに大きな問題点は、これらイベントへの学生の参加がそれ以上に低調であるという事実です。次の(表2)は「学部学生」「大学院生」「教員」「職員」の別にこれらイベントへの参加状況を見たものですが、ここにはとりわけ学生（院生を含む）の参加者率が低いという実態がはっきりと示されています。

学生の参加率をもっとも高い「春の人権問題講演会」でもその参加者率は8%（127人）で、残りの二つのイベントへの参加者率は4%未満です。大学院生の参加者率はさらに低くて、とくに「秋の人権交流会」と「人権フェスティバル」への大学院生の参加はほとんどないといってもいいくらいです。先ほどと同様に、学生について、これらすべてのイベントに一度も参加したことがないという回答者の数をカウントしてみると、この参加経験のまったくない学生は1645人で、有効回答数1845人の89.2%となります。ほぼ90%の学生はこうした人権啓発イベントにまったく参加していないのです。現状でこれらのイベントが何とかそのイベントとしての体をなしているのは、もっぱら教員と職員の参加によるものである（とはいえ教員と職員の参加者率が高いというわけでは決してありませ

ん)と言わざるをえません。大学における人権啓発の主要な対象は学生であると思われるのですが、その学生がこれらの啓発イベントにはほとんど参加していないのです。一体何が問題なのでしょう。実態の解明と原因の究明は急務であると思われます。

(表2)「回答者の Type(4 分類)」×「人権イベントへの参加の有無」

度数 行%	春の人権問題講演会			秋の人権交流会			人権フェスティバル		
	参加 した	参加して いない	合計	参加 した	参加して いない	合計	参加 した	参加して いない	合計
学部学生	127 8.0%	1462 92.0%	1589 100.0%	39 2.5%	1550 97.5%	1589 100.0%	62 3.9%	1523 96.1%	1585 100.0%
大学院生	19 7.3%	243 92.7%	262 100.0%	5 1.9%	257 98.1%	262 100.0%	2 0.8%	259 99.2%	261 100.0%
教員	95 54.3%	80 45.7%	175 100.0%	33 18.6%	144 81.4%	177 100.0%	36 20.6%	139 79.4%	175 100.0%
職員	229 33.9%	447 66.1%	676 100.0%	63 9.4%	610 90.6%	673 100.0%	46 6.8%	626 93.2%	672 100.0%
合計	470 17.4%	2232 82.6%	2702 100.0%	140 5.2%	2561 94.8%	2701 100.0%	146 5.4%	2547 94.6%	2693 100.0%
	$\chi^2 = 410.0, df = 3, p < 2.2e-16$			$\chi^2 = 119.0, df = 3, p < 2.2e-16$			$\chi^2 = 99.1, df = 3, p < 2.2e-16$		

●「人権問題ニュース」と『人権 共に生きる』の読書率

④ 人権問題ニュースを読んだことがありますか？

1.毎号読んでいる 2.時々読んでいる 3.読んだことがない 4.存在を知らない

⑤ 『人権 共に生きる』を読んだことがありますか？

1.毎号読んでいる 2.時々読んでいる 3.読んだことがない 4.存在を知らない

本学における人権啓発活動の中心は上に見た啓発イベントの実施と、さまざまな出版物を通じた啓発です。そして、本学では現在、人権啓発に資する目的で、いくつかの出版物を定期的に発行しています。今回の調査ではそうした人権啓発のための出版物のうち、「人権問題ニュース」『人権 共に生きる』という二点の刊行物について、それらがどの程度読まれているかということ进行调查しています。次の(表3)は「人権問題ニュース」と『人権 共に生きる』について、それを「読んだことがありますか」という質問への回答を集計したものです。なおこの集計表には「人権問題ニュース」につい

では「1.毎号読んでいます」と「2.時々読んでいます」という回答者の合計を、『人権 共に生きる』については「1.すべて読んだ」と「2.一部だけ読んだ」という回答者の合計を、「読んだことがある」として小集計した欄を付け加えています（網掛け部分）。

（表3）人権啓発文書（「人権問題ニュース」と『人権 ともに生きる』）の読書状況

「人権問題ニュース」				『人権 共に生きる』			
回答	度数	比率 1	比率 2	回答	度数	比率 1	比率 2
毎号読んでいます	75	2.6%	2.8%	すべて読んだ	44	1.5%	1.6%
時々読んでいます	719	24.9%	26.6%	一部だけ読んだ	848	29.4%	31.3%
読んだことがある	794	27.5%	29.4%	読んだことがある	892	30.9%	33.0%
読んだことがない	1157	40.1%	42.8%	読んだことがない	855	29.6%	31.6%
存在を知らない	750	26.0%	27.8%	存在を知らない	959	33.2%	35.4%
有効回答	2701	93.6%	100.0%	有効回答	2706	93.7%	100.0%
NA	186	6.4%		NA	181	6.3%	
総数	2887	100.0%		総数	2887	100.0%	

この二つの啓発文書を、程度の差はあっても、とにかく「読んだことがある」回答者の比率は「人権問題ニュース」では29.4%、『人権 共に生きる』では33.0%で、共に30%前後の読書率となっています。この数字を高いと見るか低いと見るか、判断が難しいところですが、少なくとも先に見た啓発イベントへの参加率と比較すると、これらの刊行物は人権啓発のための媒体としてははるかに有効に機能していると一応は言えそうです。そして「人権問題ニュース」については、それが年2回定期的に発行されているということと、『人権 共に生きる』については、それが入学時の「人権ガイダンス」の場で新生全員に配布され、実物を示しながらその内容が紹介されているということが、それぞれその30%前後の比較的高い読書率を保っていることのひとつの理由なのではないかと推測されます。

しかしこれらの啓発文書がどのように読まれているのかという側面に目を向けるならば、状況はいくらも違って見えてきます。すなわち、これらの文書は実質的な意味で本学構成員の「人権意識の向上」に寄与するような「読まれ方」をしているのかという観点から集計結果を見てもみるならば、その「啓発効果」は幾分か割り引いて判断しなければならないようです。集計表にも示されているように、これらの文書を「毎号読んでいます」あるいは「すべて読んだ」という回答者の比率はそれぞれ2.8%と1.6%ときわめて低くなっており、ここからすればこれらの文書をきちんと読みこんでいる回答者はごく少数であると判断せざるをえません。もしかしたらそれらは「ちょっと目を通した」という程度の読まれ方をしているにすぎないとも考えられます。この「読まれ方」という側面も考慮に入れてこの集計結果を読むとすれば、ここにもいろいろと考えなければならない問題が潜んでいるようにも思えます。

さらに、この集計結果で気になるのは、これらの啓発文書の「存在をしらない」という回答者の比率が、「人権問題ニュース」については27.8%、『人権 共に生きる』については35.4%ときわめて高くなっているという点です。現在、これらの文書はどのような方法で本学の構成員に配布されているのでしょうか。この「存在をしらない」という回答比率の高さは、これらの文書の配布が十分ではないのではないか、あるいは偏っているのではないのか、といった疑念を抱かせます。配布方法の技術的な問題点も含めて、検討が必要なのではないでしょうか。

●『人権問題ハンドブック』の読書率

⑥ 以下の『人権問題ハンドブック』のうち、読んだことがあるものに丸印をつけて下さい。		
1.部落問題	2.ジェンダー編	3.在日外国人問題編
4.環境問題と人権編	5.障害者問題編	6.読んだことがない

本学の「人権問題研究センター」が中心となって編集・改訂・発行しているこの『人権問題ハンドブック』は、「部落問題編」、「ジェンダー編」、「障害者問題編」、「在日外国人問題編」、「環境問題と人権編」の5分冊からなっており、しかもそれぞれがかなり大部の刊行物です。

この「ハンドブック」の基本的な性格は、大阪市立大学におけるさまざまな人権問題への取り組みについての記録とドキュメントの収集・編集を目的としたもので、一般的な「人権意識の向上」のための「啓発文書」とはかなり性格を異にした刊行物です。もちろん、この「ハンドブック」が人権啓発のために利用されることは可能ですし、また人権問題関連の授業の教材として用いることもできますのですが、そして実際にそのように利用されてもいるのですが、それでもこの「ハンドブック」は狭義の人権啓発のための文書と言うよりも、むしろ、「人権宣言」の第6条の表現を借りるならば、「人権施策に関する情報公開を促進」するための文書であり、あるいは「人権及び基本的自由に関する研究成果と情報の発信」のための刊行物であるとみなされるべきでしょう。なお、このハンドブックの位置づけとその役割に関しては、たしかに幾分かあいまいな点があつて、この点に関しては現在、人権問題委員会において、その性格付けの明確化と、それに基づいた今後の改訂作業の方向性の確定に向けて、検討がなされています。

以上のような「ハンドブック」の性格付けを前提とするならば、これを先の「人権問題ニュース」や『人権 共に生きる』といった啓発を目的とした文書と単純に並置して、その読書率だけを云々することには、あまり意味がないのかもしれませんが、今回の調査では、このハンドブックの5分冊のそれぞれについても、「読んだことがあるか」という質問（だけ）が用意されています。しかし「ハンドブック」に関しては、その利用の量的側面（読書率）ではなく、むしろその利用の内実あるいは利用の質的側面についての質問が、すなわち誰が、どのような場面で、どのようにこの「ハンドブック」を利用しているのかといった事柄についての質問が必要であつたのではないかとと思われるのですが、もちろん今回のような小さな調査票ではそのような質問は不可能です。その意味では、この「ハンドブック」の読書率についての質問はかなり問題含みのものであると言わざるをえません。それゆえこ

の質問への回答結果の読み取りは、調査票の限界を自覚したうえで、十分に注意してなされなければならないでしょう。

以上のことをふまえて、この質問への回答の集計結果を見ておきましょう。次の(表4)は5冊の「ハンドブック」のそれぞれについて、その読書率を集計したものです。なお、この集計表ではNAの244名を除いた2643名を集計の母数(「総数」)としています。

この集計表から明らかなように、「ハンドブック」の読書率は「人権問題ニュース」(29.4%)や『人権 共に生きる』(33.0%)のそれと比べると、はるかに低くなっています。そして、先に指摘した「ハンドブック」の基本的な性格と想定されている役割からすれば、これは当然の結果であるといえます。

(表4)『人権問題ハンドブック』5編の読書状況

回答	部落問題編		ジェンダー編		在日外国人問題編		環境問題と人権編		障害者問題編	
	度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率
読んだ	350	13.2%	395	14.9%	236	8.9%	150	5.7%	238	9.0%
読んでいない	2293	86.8%	2248	85.1%	2407	91.1%	2493	94.3%	2405	91.0%
総数	2643	100.0%	2643	100.0%	2643	100.0%	2643	100.0%	2643	100.0%

もっとも読書率が高いのが「ジェンダー編」で14.9%、次いで「部落問題編」が13.2%で、この2編は10%以上の読書率ですが、残りの3編の読書率は10%未満です(「障害者問題編」が9.0%、「在日外国人問題編」が8.9%、「環境問題と人権編」が6.9%となっています)。これら5冊の「ハンドブック」は、先にも述べたように、いずれもかなり大部な文書であり、またその内容も歴史的な記録文書を中心として構成されており、それほど読みやすいものではありません。少なくとも「さっと目を通す」といった読み方ができるようなものではありません。このように「ハンドブック」はかなり敷居が高い文書であるということを考慮に入れるならば、この集計表に示されている読書率を一概に低いとは言えないようです。もしも、「ハンドブック」の読者は、それを実質的に読んでいるのだとすれば、むしろこの読書率はかなり高いというべきでしょう。そしてさらに、読者は自らの問題関心に応じてそれぞれの「ハンドブック」を読んでいるのだとすれば、これら5冊の「ハンドブック」の読書率の違いは、現在の本学の構成員における「人権問題」への関心のありようの濃淡を反映したものであるとみなすこともできます。その意味でもこれは興味深い集計結果であるとも言えます。たとえば「部落問題編」と「ジェンダー編」の13.2%と14.9%という読書率について、もしもこれらの読書率が「部落問題」と「ジェンダー問題」に対する本学構成員の関心の「強度」を一定程度反映していると仮定できるとすれば、この集計結果は、現在では、本学においてもっとも初期の頃から全学をあげて取り組まれてきた「部落問題」よりも、「ジェンダー問題」の方がより多く(少なくともそれと同程度には)関心されているという現状を示している、ということにもなります。すなわち、この集計結果を、「部落問題」と比べれば「新しい」人権問題である「ジェンダー問題」が、人びとの問題関心の対象として急速に浮上してきているという、現在の「人権問題状況」の現れであると読

むこともできるのです（もっとも、「ジェンダー編」の読書率が相対的に高いことの背景には、これが授業で教材として用いられているということもあるようなので、そう簡単に上のように言うことはできないかもしれないのですが）。いずれにしても、『人権問題ハンドブック』の「効用」あるいは「機能」を、通常の啓発文書と同じ様に、その読書率の高低によってのみ測ることはできません。啓発、研究教育、社会への情報発信、歴史的記録といった多様な側面から「ハンドブック」の役割をとらえ返すことが必要であると思われます。

次に、これら 5 編のハンドブックの読書率を「学部学生」「大学院生」「教員」「職員」（回答者の 4 分類）の別に見ておきましょう（表 5）。なお、この集計表には「ハンドブック」のどの一冊も「読んだことがない」という回答者の比率も併せて示しています（網掛け部分）。

(表 5)「回答者の Type(4 分類)」別に見た「ハンドブック」5 編の読書率

	学部学生		大学院生		教員		職員		総数	
	度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率	度数	比率
部落問題編	156	10.0%	58	22.8%	50	28.9%	85	13.0%	349	13.2%
ジェンダー編	201	12.9%	59	23.2%	58	33.5%	76	11.6%	394	14.9%
在日外国人問題編	95	6.1%	44	17.3%	40	23.1%	56	8.6%	235	8.9%
環境問題と人権編	55	3.5%	25	9.8%	30	17.3%	39	6.0%	149	5.6%
障害者問題編	103	6.6%	34	13.4%	32	18.5%	68	10.4%	237	9.0%
読んでいない	1173	75.3%	151	59.4%	88	50.9%	502	76.8%	1914	72.5%

この集計表からは、「ハンドブック」の読書率が高いのは「教員」と「大学院生」であることがわかります。「学部学生」の読書率はこの両者と比べるとかなり低くなっています。とくに、学部学生の「読んだことはない」とする回答者の比率は 75.3%ときわめて高く、「ハンドブック」が学部学生にとってはかなり遠い存在であることを示しています。それに対して、「教員」と「大学院生」のそれは 50.9%と 59.4%で、ここから「教員」と「大学院生」の 4 割から 5 割がこの「ハンドブック」を読んでいる（利用している）ことがわかります。そして、このように「教員」と「大学院生」の読書率（利用率）が高いということは、この「ハンドブック」がいわゆる啓発文書として読まれているのではなく、むしろ「研究」のための参考文献や資料として利用されているのではないかということを示唆しています。もしもそうであるとするならば、『人権問題ハンドブック』は、その表面的な読者率の低さの関わらず、かなり重要な役割を果たしていると言えそうです。

第7条 人権侵害への対応

大阪市立大学及びその構成員は、人権侵害を黙認しないよう努めなければならない。大阪市立大学は、その構成員からの人権及び基本的自由の侵害の申し立てに対し、適切かつ迅速な対応をとり、人権救済に取り組む。

「大阪市立大学人権宣言 2001」を貫いている人権尊重の理念は、その理念を支え実現するための仕組みや制度を抜きにしてはたんなる空語に過ぎません。それゆえ、もちろん本学においては、この理念を実現するべくさまざまな制度や教育カリキュラムが設けられています。しかし、はたしてこれらの仕組みはその意図した機能や役割をはたしているのでしょうか。本調査ではこうした「制度」のうち、セクシュアル・ハラスメントとアカデミック・ハラスメントという人権侵害を防止しその被害者を守るために設けられている「相談員制度」と「障害のある学生への支援体制」について、その制度の「認知」と「利用」の実態をたずねています。

具体的には、(質問 O) (質問 S) (質問 W)で「アカデミック・ハラスメント相談員」「セクシュアル・ハラスメント相談員」「障害のある学生への支援体制」について、それぞれその制度の「認知の有無」を聞き、(質問 P) (質問 T) (質問 X)ではそれぞれ「アカデミック・ハラスメント」と「セクシュアル・ハラスメント」の被害経験の有無と「障害」の有無を聞き、最後に(質問 Q) (質問 U) (質問 Y)では、ハラスメントの被害経験者と「障害がある」回答者に対して、対応する制度の「利用の有無」を聞いています。以下、これらの質問に対する回答結果を順に見ていきます。

●「人権侵害への対応」策の認知状況

O 本学にアカデミック・ハラスメントに対応するハラスメント相談員がいることを知っていますか。

1.はい 2.いいえ

S 本学にセクシュアル・ハラスメント相談員がいることを知っていますか。

1.はい 2.いいえ

W 本学に障害のある学生への支援体制があることを知っていますか。

1.はい 2.いいえ

本調査の(質問 O) (質問 S) (質問 W)ではそれぞれ「アカデミック・ハラスメント相談員」制度と「セクシュアル・ハラスメント相談員」制度と「障害のある学生への支援体制」という、「人権侵害への対応」のために設けられている三つの制度についての認知の有無を聞いているのですが、これらの質問への集計結果からは、これらの制度が本学の構成員によってかならずしも十分には認知

されていないという現実が見えてきます。

(表 1) は上記の三つの質問に対する回答を集計したのですが、これによると本学にアカデミック・ハラスメントに対応するハラスメント相談員がいることを「知っている」という回答の比率は 32.8%、セクシュアル・ハラスメント相談員がいることを「知っている」という回答の比率は 45.6%、そして「障害のある学生への支援体制」について「知っている」という回答の比率は 38.6%、という結果がでています。これらの「人権侵害への対応」のための制度の認知度はいずれも 50%にも達していません。これでは、これらの制度が十分に機能しているとはいえないのではないのでしょうか。これらの制度の認知度の低さの背景には何があるのか、それははたして啓発や広報の不十分さだけの問題なのか、さらなる調査と検討が必要だと思われる。

(表 1)「ハラスメント相談員」「セクシュアル・ハラスメント相談員」「障害のある学生への支援体制」についての認知度

回答	ハラスメント相談員			セクシュアル・ハラスメント相談員			障害のある学生への支援体制		
	度数	比率 1	比率 2	度数	比率 1	比率 2	度数	比率 1	比率 2
はい	932	32.3%	32.8%	1281	44.4%	45.6%	1077	37.3%	38.6%
いいえ	1912	66.2%	67.2%	1531	53.0%	54.4%	1715	59.4%	61.4%
有効回答	2844	98.5%	100.0%	2812	97.4%	100.0%	2792	96.7%	100.0%
NA	43	1.5%		75	2.6%		95	3.3%	
総数	2887	100.0%		2887	100.0%		2887	100.0%	

(表 2) は上記の三つの制度（「アカハラ相談員」、「セクハラ相談員」、「障害のある学生への支援体制」）に対する認知の程度（それぞれの制度の存在を「知っている」と回答した者の割合）を、回答者の基本属性（8 グループ）別に見たものです（なおこの集計表には参考として、すでに報告したアカハラおよびセクハラ「被害経験者率」と「直接見聞者率」を回答者のタイプ（8 分類）別に集計したものを併記しています）。

この集計表から、回答者の属性グループごとで各制度についての認知度がかなり異なっていることがわかります。なお、表中の網掛けされた部分は統計的に有意にその比率が小さい（その認知度が低い）ところですが、それを見ると「アカハラ相談員」については、「学部・女性」「学部・男性」「職員・女性」の、「セクハラ相談員」については、「学部・女性」「学部・男性」の、そして「障害のある学生への支援体制」については「学部・男性」と「職員・女性」の認知率が有意に低くなっていることがわかります。

人権侵害への対応のための制度の認知度は、全般的な傾向としては、学部学生（男女とも）と女性職員において低く、教員（男女とも）において高くなっています。そしてここでもやはり、女性職員の認知度の低さが気にかかります。「アカハラ相談員」と「障害学生への支援体制」については有意に全体平均よりも低く、また「セクハラ相談員」については、平均をわずかに上回る程度の認知度なのですが、これも女性職員のセクハラ被害経験者率が 10.8%ときわめて高率であることを考慮に入れると、やはり低いと言わざるをえません。

(表 2) 回答者の Type(8 分類)別にみた「人権侵害対応制度の認知度」

	アカハラ 相談員	セクハラ 相談員	障害学生 支援体制	アカハラ被害 経験者率	アカハラ被害 見聞者率	セクハラ被害 経験者率	セクハラ被害 見聞者率
学部・女性	27.4%	37.0%	45.7%	2.7%	5.5%	2.9%	6.4%
学部・男性	22.5%	31.5%	33.8%	2.2%	3.5%	0.8%	6.1%
院生・女性	51.0%	63.9%	47.9%	7.1%	18.4%	4.1%	14.3%
院生・男性	42.5%	57.5%	37.1%	7.3%	11.0%	0.0%	11.0%
教員・女性	88.9%	88.9%	77.8%	22.2%	44.4%	5.6%	27.8%
教員・男性	74.0%	81.8%	66.2%	7.5%	20.5%	0.7%	23.3%
職員・女性	27.8%	48.6%	24.8%	3.3%	6.8%	10.8%	13.4%
職員・男性	53.5%	74.6%	51.1%	2.8%	9.0%	2.8%	16.0%
合計	32.0%	44.6%	38.5%	3.5%	7.2%	3.6%	9.9%

次の(図 1)は各回答グループのセクハラ被害経験者率(%)と「セクハラ相談員」制度の認知度(%)を二次元座標上にプロットしたのですが、この図を見ると、女性職員における「セクハラ相談員」の認知度の相対的な低さはより一層明らかです。セクハラ被害経験者率が10%を超えている女性職員による「セクハラ相談員」制度の認知率が48.6%で、被害率が0.7%の男性職員によるそれが74.6%であるというこの集計結果は、やはりどう考えても不自然であり異様です。何が女性職員を制度から遠ざけてしまっているのでしょうか。

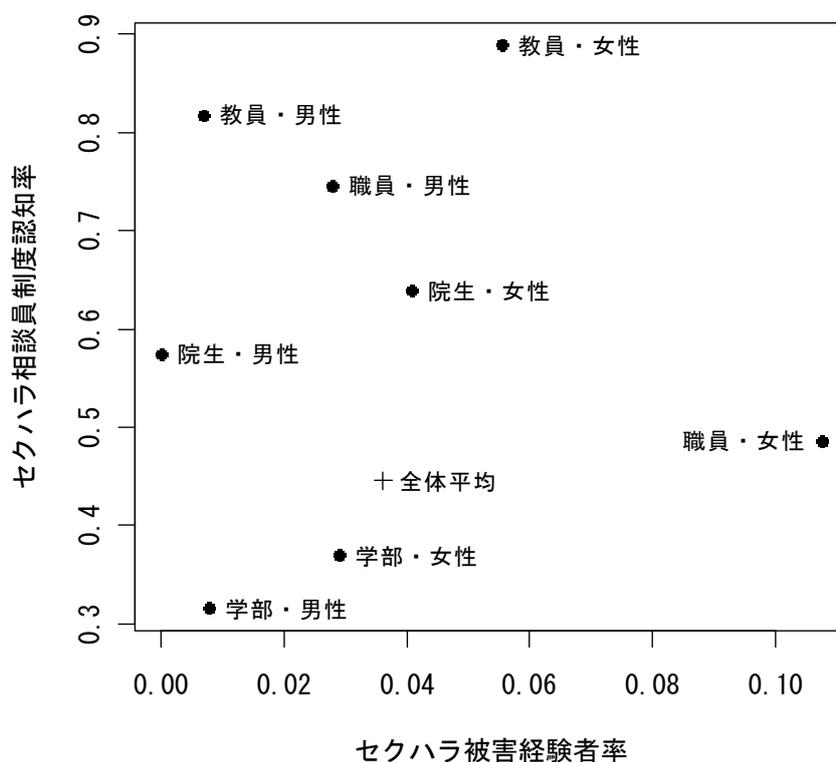
すでに報告したように、女性職員においては、そのセクハラ被害経験者率がきわめて高率であるにもかかわらず、その被害事実の見聞率は相対的に低率であり、その意味では女性職員のセクハラ被害の可視性は低いものでした。そして、この被害の可視性の低さに対応するかのようにして、「セクハラ相談員」制度の認知度もまた低くなっているのです。

そもそもにおいて、(図 1)からも明らかのように、セクハラ被害経験者率と「セクハラ相談員」制度の認知度とはほとんど相関していません。むしろ、セクハラ被害経験者率が低い教員男性や職員男性や大学院男子学生による制度の認知度が相対的に高く、逆に被害経験者率もっとも高い女性職員のそれは低いという逆転現象さえ(図 1)には示されています。このことは、その制度(セクハラ相談員制度)を必要としている人びとに(とくに女性職員に)、あるいは当該制度が対象としているはずの人びとに、その制度の存在が十分に認知されていないということを意味しています。それとも、「セクハラ相談員」制度(をはじめとするセクハラ被害への対応制度)は、女性職員をその制度によって守られるべき対象であるとは想定していないのでしょうか。

回答グループのハラスメントの「被害経験者率」は、その回答グループのメンバーがハラスメント被害に遭遇する「危険率」を(大まかにではあれ)示しているとすれば、常識的には、被害経験者率の

高いグループほどハラスメントの防止や対応のための制度への関心や認知度も高くなるに違いないと考えたくなるのですが、しかし少なくとも女性職員のセクハラ被害の場合はそうはなっていないのです。女性職員のセクハラ被害の現実とセクハラ被害への対応の制度とのあいだにはおおきな断絶があります。そして女性職員の被害の現実が対応の仕組みへと十分には届いてはいないということ、このことだけからでも、現行の「セクハラ相談員」制度がその本来の期待された役割を十分に果たしていないと言わざるをえないのです。

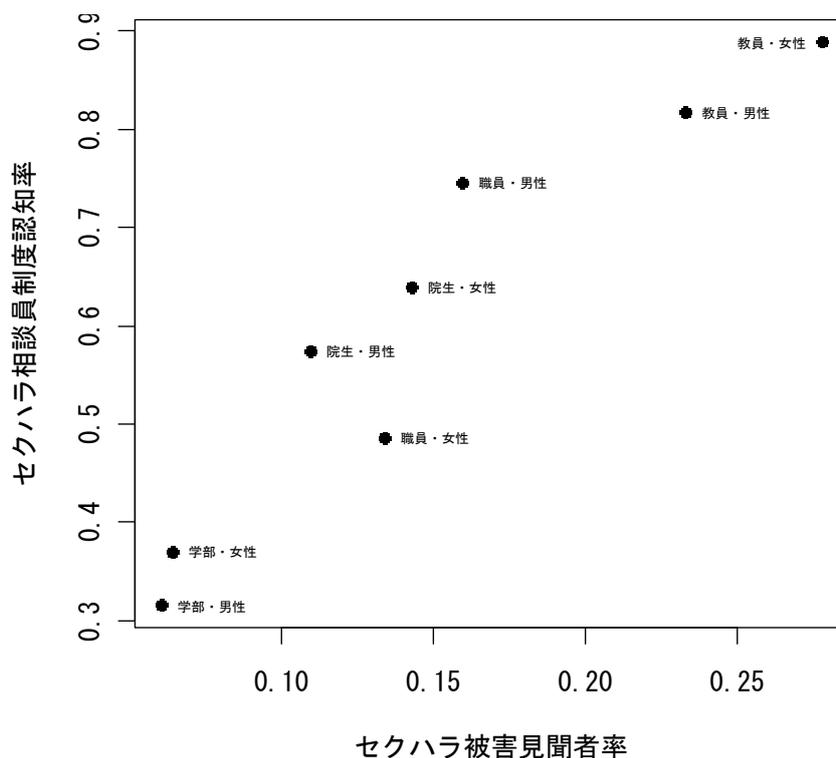
(図1)



それでは、問題の原因はどこにあるのでしょうか。次の(図2)は各回答グループのセクハラ被害の直接見聞者率(%)と「セクハラ相談員」制度の認知度(%)を二次元座標上にプロットしたもののなのですが、これを見ると両者のあいだにはかなりはっきりとした正の相関関係がうかがえます。すなわち、セクハラ被害がセクハラ被害として見聞(認知)される程度が大きいグループほど、その認知度に比例して「セクハラ相談員」制度の認知度もまた高いという傾向が示されています。あるいは逆に、「セクハラ相談員」制度の認知度が高いグループほどセクハラ被害の認知度も高くなっていると言いきかかもしれません。もちろんこのことは両者のあいだに何らかの因果関係があるということではありません。そうではなく、この調査結果はおそらく問題(ここではセクハラという人権侵害事象)の可視性(あるいは問題への感受性)が高いグループほど問題解決への関心も大きいということを表わしているのです。問題(人権侵害)が問題として認知される(認知できる)ということと、その問題の解決への志向は密接に結びついているのですから、問題が問題として可視化しにくい状況(場)

においては、必然的にそれへの対応や解決への関心もまた低下します。それゆえ、本学の女性職員（そして学部的女子学生）において問題解決の制度としての「セクハラ相談員」の認知度が低いのは、ここではセクハラが人権侵害として可視化しにくいからなのではないか、と推測されるのです。セクハラを人権侵害として知覚・認識し、そしてその知覚・認識を周囲の人びとと共有できること、このような状況においてはじめて「セクハラ相談員」は問題解決のひとつの手段として関心されるようになるのではないのでしょうか。

(図 2)

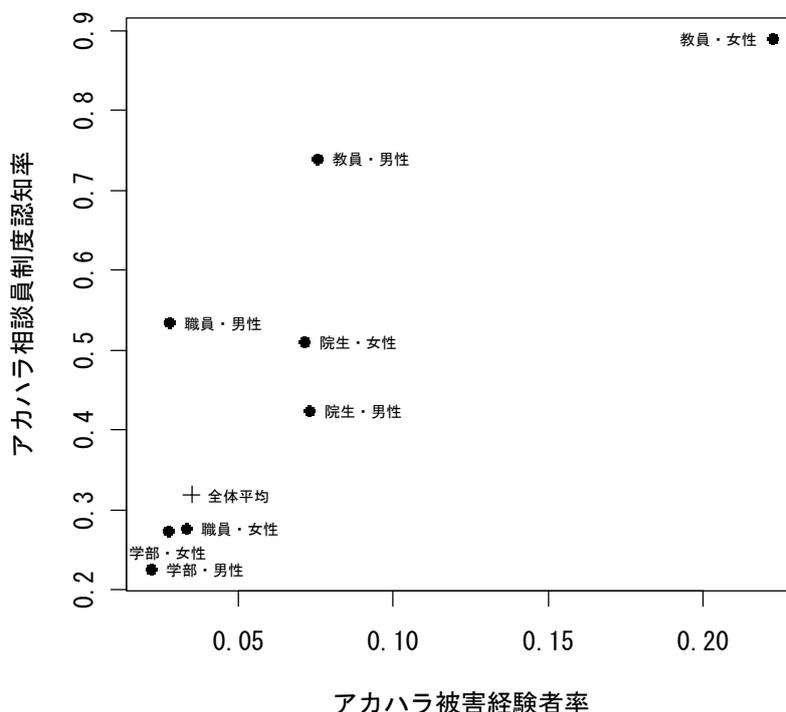


問題解決のための制度は、問題が問題として見えるということを前提としています。もしも問題が見えなければ、どのように立派な問題解決の制度があったとしてもそれは無意味です。そしておそらく、本学の女性職員が置かれている厳しい状況においては、「セクハラ相談員」は無意味なのです。このような現実を克服するためには、もちろん、女性職員を対象とした「セクハラ相談員」制度についての広報や啓発はぜひとも必要ですが、しかしそれ以上に、セクハラという人権侵害が人権侵害として知覚・認識（そして可視化）されない状況そのものを変える必要があります。そしてそのためには、現在の女性職員の置かれている状況の総体が、その労働環境や雇用形態をも含めて、点検され見なおされる必要があると思われます。しかもそれはできるだけ早急になされるべきです。なぜなら、本学の女性職員が置かれている状況は、大阪市立大学は「人権及び基本的自由を尊重する大学の実現のために行動する責任を有する」という「宣言」の第一条に明白に違反しているからです。

「セクハラ相談員」制度と比べると、「アカハラ相談員」制度の認知度はおおむねその被害経験者率・

被害見聞者率と対応しているように見えます（図3と図4を参照してください）。細かく見れば男性大学院生の「アカハラ相談員」制度の認知度（と被害見聞者率）がその被害経験者率からすれば低めになっている（女性大学院生と比べてみてください）ことが少し気になりますが、全体としてはアカハラ被害の現実と相談員制度の認知とのあいだにそれほど大きな断絶はないようです。なお男性教員と男性職員の相談員制度の認知度が、その被害経験者率からすれば、かなり高くなっているのは、立場（職務）上、被害の事実をより知りえる場所にあり、またその事実への対応に関与する機会がより多いからなのでしょう。

(図3)

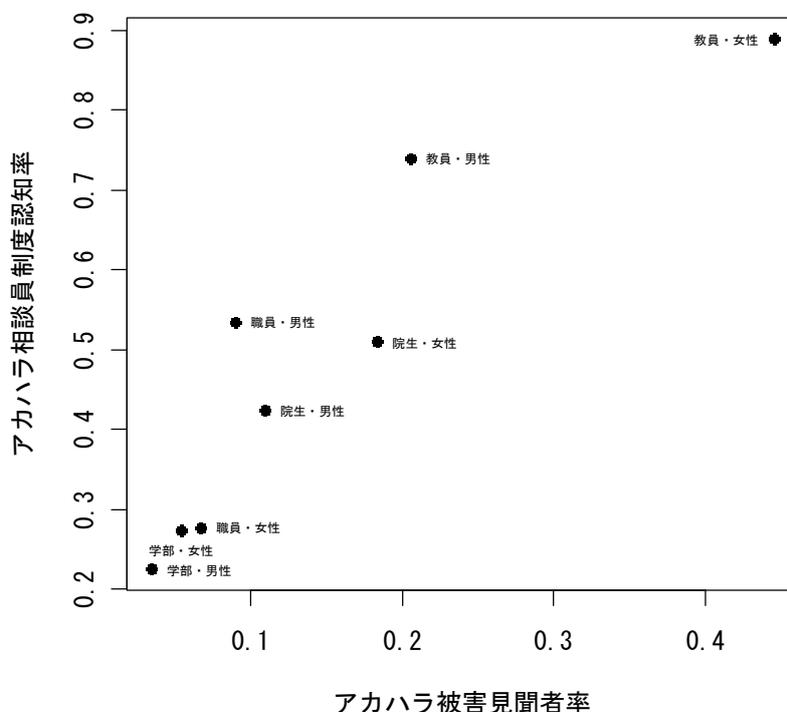


以上のことから、大阪市立大学は「人権侵害を黙認」せず「人権及び基本的自由の侵害の申し立てに対し、適切かつ迅速な対応」をとるという「宣言」の条項に照らして言えば、アカハラへの「対応」のありかたはセクハラと比べるとまだ、その問題の見え方（可視性）や問題解決のための制度との接合という側面ではそれなりに機能しているようにも見えます。もちろんこれは対応制度の認知に限っての話であって、それが実質的にどれほど機能しているのかというのはまた別の話です。そしてこの点については、この後少し詳しく報告します。

それに対してセクハラという人権侵害への対応は、それが女性職員という本学の構成員の厳しい現実にはほとんど届いていないという点で、根本的な制度的欠陥があるように思われます。今回の調査結果には、女性職員の職場ではセクハラが「黙認」され、「申し立て」もなされず（できず）、それゆえ「適切かつ迅速な対応」もなされていないのではないかと強く疑われる現実が示されています。女性職員をも含めて、本学の構成員のすべてが等しくその人権を「尊重」され、また何らかの人権侵害が

生じた場合はすみやかに「救済」されうる、そのような制度の確立が必要です。そして、少なくともセクハラに関してはそのような制度が確立されているとは思えません。早急な検討が必要です。

(図 4)



●「人権侵害への対応」策は有効に機能しているのか？

制度が整備され、その存在が認知されているということがただちに、その制度が有効に機能しているということを意味しているわけではありません。たしかに、大阪市立大学ではセクハラやアカハラという人権侵害に対応するための制度として「相談員」や「調査委員会」の制度が設けられており、また「障害」のある学生に対する支援制度も存在しています。しかし、すでに見てきたように、これらの制度が本学の構成員によって十分に認知されているとは言い難い現実があります。それゆえ、こうした制度についての広報や啓発活動を強化することがまずは絶対に必要なのですが、しかし同時に制度のありかたそのものについての検討もまた必要です。

はたして本学における人権侵害への対応制度は有効に機能しているのでしょうか。

本調査では、このことを確かめるために「セクハラ相談員」「アカハラ相談員」「障害のある学生への支援体制」という三つの制度について、これらが「当事者」によってどの程度利用されているのかということ进行调查しています。質問は具体的には、まず回答者に「アカハラ」「セクハラ」の被害経験の有無と何らかの「障害」の有無を聞き、これらの質問で被害経験や「障害」が「ある」と回答した人に対して、その「問題」にどのように対応したのか、そして「セクハラ相談員」「アカハラ相談員」「障害のある学生への支援体制」といった制度を利用したのかどうかということを知る、という

構成になっています。

P 学内で何らかのアカデミック・ハラスメントを受けたことがありますか。	
1.はい	2.いいえ

Q 上記Tで「はい」と答えた方にお聞きます。その問題をどのような手段で解決しようとしたか。		
1.ハラスメント相談員に相談した	2.友人や家族に相談した	3.直接加害者と交渉した
4.とくに何もしなかった	5.その他	

(質問 P) において、学内でなんらかのアカデミック・ハラスメントを受けたことが「ある」と回答した回答者は 125 人 (4.5%) ですが、この 125 人がその「問題」をどのような手段で「解決」しようとしたのかを示したものが (表 3) です。

(表 3) アカハラ被害経験者の対応

回答	度数	比率 1	比率 2
1.ハラスメント相談員に相談した	2	1.6%	1.7%
2.友人や家族に相談した	27	21.6%	22.3%
3.直接加害者と交渉した	12	9.6%	9.9%
4.とくに何もしなかった	72	57.6%	59.5%
5.その他	8	6.4%	6.6%
有効回答	121	96.8%	100.0%
NA	4	3.2%	
総数	125	100.0%	

本学におけるアカデミック・ハラスメントへの対応策の中心は「ハラスメント相談員」制度なのですが、この制度を利用した被害経験者はわずかに 2 名 (1.7%) にすぎません。この結果から判断するかぎりでは、「(アカデミック) ハラスメント相談員」制度はその意図された役割 (機能) をほとんど果たしてはいないと言わざるをえません。なお、念のために確認しておくならば、アカハラ被害経験者における相談員制度の認知度が低いというわけでは決してありません。先に確認したように、アカハラ相談員制度の全体での認知率は 32% でしたが、被害経験者のそれは 42% (被害経験者 125 人中の 52 人が認知しています) です。すなわち、相談員制度があることを知っているにもかかわらず、それを「利用」していない被害経験者が多数 (50 人) いるということなのです。なぜ、このように相談員制度の「利用」が低調なのか、今回の調査からその原因を明らかにすることはできませんが、もしかしたら制度上の根本的な不備があるのかもしれません。早急な検討が必要であると思われます。なお、相談員制度を「利用」していない回答者に対しては、「ハラスメント相談員を利用しなかった

理由」をたずねているのですが（これは自由記述形式の質問です）、そこにはたとえば次のような「理由」も書かれています。

- ・「役に立たない」
- ・「ハラスメント相談員の質が悪い（自身がハラスメントを平然と行ったりしているため信用できない）」
- ・「リークされるのが不安だった」
- ・「しても仕方がない」
- ・「大事にしてくれなかった。日常的であるため」
- ・「問題が大きくなると、自分の立場が悪くなると思ったため」
- ・「不信感」

これらの記述からは、相談員や制度そのものに対する根深い不信感もうかがえます。いずれにしても、現行の（アカハラ）相談員制度が機能不全の状態にあることは確かです。

T 学内でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。	
1.はい	2.いいえ

U 上記Tで「はい」と答えた方にお聞きます。その問題をどのような手段で解決しようとしたか。				
1. セクシュアル・ハラスメント相談員に相談した	2. 友人や家族に相談した			
3. 直接加害者と交渉した	4. とくに何もしなかった	5. その他		

（表4）セクハラ被害経験者の対応

回答	度数	比率 1	比率 2
1.セクシュアル・ハラスメント相談員に相談した	3	3.4%	3.5%
2.友人や家族に相談した	10	11.4%	11.8%
3.直接加害者と交渉した	3	3.4%	3.5%
4.とくに何もしなかった	62	70.5%	72.9%
5.その他	7	8.0%	8.2%
有効回答	85	96.6%	100.0%
NA	3	3.4%	
総数	88	100.0%	

セクシュアル・ハラスメントの被害経験者における（セクハラ）相談員制度の「利用」についても、アカハラ被害経験者の場合とまったく同様のことがいえます。（表4）は（質問T）においてセクシュアル・ハラスメントを受けたことが「ある」と回答した88人がどのような対応手段をとったのか

ということを示したのですが、セクシュアル・ハラスメント相談員に相談したと回答した被害経験者は88人中のわずかに3人(3.4%)にすぎません。セクハラの場合もアカハラの場合とまったく同様に、(セクハラ)相談員制度がほとんど機能していないことは明らかです。

そしてさらに重大なことは、このようにハラスメント相談員制度がまともに機能していないということは、ハラスメントという人権侵害の事実の多くが、人権侵害として「公式には」認知されていないということ、すなわちその多くが「暗数化」している、ということです。本学においては、相談員の報告を介することによってはじめて、ハラスメントの事実はそのようなものとして認知され、カウントされる仕組みになっています。しかし、これまで見てきたように、「相談員に相談した」被害経験者はごくわずかです。多くの被害経験者は「とくになにもしなかった」あるいは「友人や家族に相談した」と回答しており、これらの相談員(制度)へと届かなかったハラスメント被害の事実は「公式には」存在しなかったことになってしまいます。人権侵害の事実の正確な認識なしに、人権侵害に対応することはできません。問題解決の前提は問題の認識です。そして、ハラスメント相談員制度は、この問題認識のもっとも重要な仕組みでもあるのですが、それがまともに機能していないということは、本学ではハラスメントの事実の正確な認識さえもなされていないということの意味しています。問題を正確に認識するためにも、現行のハラスメント相談員制度の根本的な見直しが必要ではないでしょうか。

最後に、「障害のある学生への支援制度」の「利用」状況について報告しておきます。

X 下記の障害のうち、あなたにあてはまるものがあつたら丸印をつけて下さい。			
1.視覚障害	2.聴覚障害	3.言語障害	4.運動障害(肢体不自由)
5.病弱(内部疾患等)	6.発達障害・知的障害		

Y 上記Xでどれかに丸をつけたかたにお聞きします。本学の障害のある学生への支援制度を利用していますか？	
1.はい	2.いいえ

(質問 X) で何らかの「障害」があると回答した55人の回答者のうちこの「障害のある学生への支援制度」を「利用」していると答えた回答者は、わずかに5人(9%)にすぎませんでした。これもまたきわめて低い利用率です。そして、この制度を利用しない理由としては、たとえば次のような回答がありました。

- ・「支援を必要とするほど重症ではないから」
- ・「自分でがんばれる程度なので」
- ・「他人に知られたくない」
- ・「支援を受けたら、「障害者」というレッテルを貼られることになるから」
- ・「利用の仕方がわからない」

- ・「制度は利用していないが、授業の際には、FMの使用などと配慮してもらっています」
- ・「軽度のため、他の人からの支援を必要とするほどではないため」
- ・「存在を知らない」

この制度の「存在を知らない」あるいは「利用の仕方がわからない」という回答が少し気になります。はたして、「障害」のある学生に、この制度についての十分な情報は提供されているのでしょうか。ちなみにこの「障害のある学生への支援制度」の認知率は全体では38.6%、「障害」のある学生におけるそれは38.5%で両者にまったく差はありません。この「制度」を必要としている学生の認知率が全体平均とかわらないということは、そうした学生への個別的な情報提供が十分にはなされていないのではないかということ疑わせます。一度、点検が必要であると思われれます。

(参考)「ハラスメント」の被害経験者数は？

今回の調査では、質問形式は若干異なっていますが、実質的には質問の内容が等しい二つ（三つ）の質問によって、ハラスメントの被害経験の有無が調査されています。まず、（質問 H）において「アカデミック・ハラスメント」と「セクシュアル・ハラスメント」の被害経験が聞かれています。次いで、再度、（質問 P）において「アカデミック・ハラスメント」の被害経験が、そして（質問 T）において「セクシュアル・ハラスメント」の被害経験がたずねられているのです。以下の質問文からもわかるように、（質問 H）と（質問 P）（質問 T）はその質問内容に違いはありません。どちらも「本学での」アカハラとセクハラの被害経験を聞いているのです。

H 以下のa～fの人権侵害のうち、本学であなた自身が受けたことがある項目を選んで下さい。

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------------|
| a.アカデミック・ハラスメント | b.セクシュアル・ハラスメント | c.障害を理由とする侵害 |
| d.部落差別 | e.国籍や民族 | f.その他 |

P 学内で何らかのアカデミック・ハラスメントを受けたことがありますか。

- | | |
|------|-------|
| 1.はい | 2.いいえ |
|------|-------|

T 学内でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。

- | | |
|------|-------|
| 1.はい | 2.いいえ |
|------|-------|

なぜこのようなかなり変則的な質問構成がなされたのか、その理由はわかりません。問題は、同じ事実を調査しているはずの、それぞれ二つの質問への回答の結果がかなり大きく異なっているということです。すなわち、「アカデミック・ハラスメント」と「セクシュアル・ハラスメント」の被害経験の有無を聞いた（質問 H）と、同じく「アカデミック・ハラスメント」の被害経験の有無を聞いた（質問 P）および「セクシュアル・ハラスメント」の被害経験の有無を聞いた（質問 T）への回答の集計結果のあいだには無視できない違いがあるのです。

（質問 H）の単純集計結果によれば「アカデミック・ハラスメント」の被害経験者は 103 人、「セクシュアル・ハラスメント」のそれは 109 人、となっているのですが、（質問 P）の集計結果によれば「アカデミック・ハラスメント」の被害経験者は 125 人であり、また（質問 T）の集計結果による「セクシュアル・ハラスメント」の被害経験者数は 88 人となっています。

それぞれのハラスメントについて、二つの質問への回答をクロス集計してみると、その食い違いはより一層はっきりとします。次の集計表は「アカデミック・ハラスメント」の被害経験の有無を聞いた（質問 H1）と（質問 P）への回答のクロス集計表ですが、両方の質問に対してアカハラ「被害経験あり」と答えた回答者数は 89 人、「質問 H1」では 103 人、「質問 P」では 125 人、そしてどちら

か一方の質問で「被害経験あり」と答えた回答者数は 139 人となっており、その不整合の幅は決して小さくはありません。2887 人を母数とした比率でみると、どの集計数をアカハラの被害経験者数とみなすかによって、その被害経験者率はそれぞれ 3.08%、3.57%、4.33%、4.81%となり、最大で 1.7%程度の違いが生じることとなります。「セクシュアル・ハラスメント」についても同様で、(質問 H2) と (質問 T) のクロス集計表から計算される被害経験者数 (率) は、それぞれ 67 人 (2.32%)、88 人 (3.05%)、109 人 (3.78%)、130 人 (4.50%) となって、ここでもかなり大きな違いが示されています。

「アカデミック・ハラスメント」の被害経験者数 (QH1×QP)

質問 P 質問 H1	はい	いいえ	NA	合計
あり	89 3.10%	14 0.50%	0 0.00%	103 3.60%
なし	36 1.20%	2671 92.50%	77 2.70%	2784 96.40%
合計	125 4.30%	2685 93.00%	77 2.70%	2887 100.00%

「セクシュアル・ハラスメント」の被害経験者数 (QH2×QT)

質問 T 質問 H2	はい	いいえ	NA	合計
あり	67 2.30%	39 1.40%	3 0.10%	109 3.80%
なし	21 0.70%	2657 92.00%	100 3.50%	2778 96.20%
合計	88 3.00%	2696 93.40%	103 3.60%	2887 100.00%

「人権問題に関するアンケート」

大阪市立大学では、2001年12月に「大阪市立大学人権宣言2001」を採択し、人権についての啓発活動を行ってきました（大阪市立大学人権宣言の内容は、このアンケートの最後に添付されています）。近年、大学におけるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントは、マスメディアでもしばしば取り上げられる社会問題となっています。学生ならびに教職員が、相互の人権が尊重された環境の中で学び、あるいは職務に従事する体制を整えることは、きわめて大切なことです。本学における人権意識の調査を行って、今後の人権教育の参考にするため、以下のアンケートにご協力下さい。

アンケートは、該当項目に丸印をつけるか、自由記述欄に必要な事項を記入して下さい。アンケートの提出先として、各学部（研究科）事務室の所定の場所に回収ボックスが用意されています（職員については、委員会事務局（大学運営本部学務企画課）に提出していただいても構いません）。後期の履修表提出時まで提出して下さい（職員については10月10日（金）までとさせていただきます）。

属性質問

A あなたは学生、教員、職員のうち、どれにあてはまりますか？

1. 学生 2. 教員 3. 職員

B Aで「1. 学生」を選ばれた方は、以下の設問①および②に答えて下さい。

① あなたの所属先（大学院は0）

1. 商学部 2. 経済学部 3. 法学部 4. 文学部 5. 理学部 6. 工学部
7. 医学部医学科 8. 医学部看護学科 9. 生活科学部 0. 大学院

② あなたの学年

1. 1年次 2. 2年次 3. 3年次 4. 4年次以上 5. 修士1年
6. 修士2年以上 7. 博士1年 8. 博士2年 9. 博士3年以上

C あなたの性別

1. 女性 2. 男性

大阪市立大学人権宣言2001の周知状況

D 大阪市立大学人権宣言2001について知っていますか？

1. 宣言を読んだことがある。 2. 聞いたことはある。 3. はじめて聞いた。

各条項の浸透の程度

第1条 大学の責任

E 大阪市立大学では人権及び基本的自由が尊重されていると感じますか？

1. 大いに感じる 2. まあまあ感じる 3. どちらとも言えない
4. あまり感じない 5. まったく感じない

第2条 学問の自由

F 大阪市立大学で学問・研究・教育の自由、思想及び良心の自由、並びに表現の自由は尊重されていると思いますか？

1. 大いに感じる 2. まあまあ感じる 3. どちらとも言えない
4. あまり感じない 5. まったく感じない

G 上記Fで4, 5を選んだ方にお聞きします。どのような自由が尊重されていないと思いますか？あてはまる項目すべてに丸印をつけて下さい。

1. 学問・研究・教育の自由 2. 思想及び良心の自由 3. 表現の自由

第3条 差別、排除及び嫌がらせのない大学の実現、について

H 以下のa～fの人権侵害のうち、本学であなた自身が受けたことがある項目を選んで下さい。

- a. b. c. d. e. f.

()

I 以下のa～fの人権侵害のうち、本学であなた自身がおこなってしまった経験がある項目を選んで下さい。

- a. b. c. d. e. f.

()

J 以下のa～fの人権侵害のうち、本学で直接見聞きしたものがあつたらを選んで下さい。

- a. b. c. d. e. f.

()

- | | | |
|------------------|------------------|---------------------|
| a. アカデミック・ハラスメント | b. セクシュアル・ハラスメント | c. 障害を理由とする侵害 |
| d. 部落差別 | e. 国籍や民族 | f. その他（具体的にお書きください） |

第4条 多様性の確保と多文化共生社会の実現

K 大阪市立大学では、人々の多様性が認められていると感じますか？

1. 大いに感じる 2. まあまあ感じる 3. どちらとも言えない
4. あまり感じない 5. まったく感じない

L 大阪市立大学では、異文化間の交流が盛んだと思いますか？

1. とても盛んだと思う 2. まあまあ盛んだと思う 3. どちらとも言えない
4. あまり盛んではない 5. まったく盛んではない

第5条 人権教育の推進、第6条 情報公開と人権意識向上への貢献

M 学生の方にお尋ねします。本学入学後にあなたはどのような人権問題に関する授業を受けましたか？あてはまる項目すべてに丸印をつけて下さい。

1. 受けていない 2. 女性問題 3. 障害者問題 4. 部落問題
5. 外国人問題・民族問題 6. その他の人権問題

N 人権意識向上に関する以下の催し、刊行物について、あてはまる項目に丸印をつけて下さい。

① 春の人権問題講演会に参加したことがありますか？

1. 毎年参加している 2. 複数回参加 3. 1回だけ参加 4. 参加したことがない

② 秋の人権交流会（人権エクスカージョン）に参加したことがありますか？

1. 毎年参加している 2. 複数回参加 3. 1回だけ参加 4. 参加したことがない

③ 人権フェスティバル（例年12月頃）に参加したことがありますか？

1. 毎年参加している 2. 複数回参加 3. 1回だけ参加 4. 参加したことがない

④ 人権問題ニュースを読んだことがありますか？

1. 毎号読んでいる 2. 時々読んでいる 3. 読んだことがない
4. 存在を知らない

- ⑤ 『人権 共に生きる』を読んだことがありますか？
1. すべて読んだことがある
 2. 一部だけ読んだことがある
 3. 読んだことがない
 4. 存在を知らない
- ⑥ 以下の『人権問題ハンドブック』のうち、読んだことがあるものに丸印をつけて下さい。
1. 部落問題編
 2. ジェンダー編
 3. 在日外国人問題編
 4. 環境問題と人権編
 5. 障害者問題編
 6. 読んだことがない

第7条 人権侵害への対応

- O 本学にアカデミック・ハラスメントに対応するハラスメント相談員がいることを知っていますか。
1. はい
 2. いいえ
- P 学内で何らかのアカデミック・ハラスメントを受けたことがありますか。
1. はい
 2. いいえ
- Q 上記Pで「はい」と答えた方にお聞きします。その問題をどのような手段で解決しようとしたか。
1. ハラスメント相談員に相談した
 2. 友人や家族に相談した
 3. 直接加害者と交渉した
 4. とくに何もしなかった
 5. その他
- ()
- R 上記Qで1以外を選んだ方は、よろしければハラスメント相談員を利用しなかった理由を書いて下さい。
- ()
- S 本学にセクシュアル・ハラスメント相談員がいることを知っていますか。
1. はい
 2. いいえ
- T 学内でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。
1. はい
 2. いいえ
- U 上記Tで「はい」と答えた方にお聞きします。その問題をどのような手段で解決しようとしたか。
1. セクシュアル・ハラスメント相談員に相談した
 2. 友人や家族に相談した
 3. 直接加害者と交渉した
 4. とくに何もしなかった
 5. その他
- ()
- V 上記Uで1以外を選んだ方は、よろしければセクシュアル・ハラスメント相談員を利用しなかった理由を書いて下さい。
- ()
- W 本学に障害のある学生への支援体制があることを知っていますか。
1. はい
 2. いいえ
- X 下記の障害のうち、あなたにあてはまるものがあたら丸印をつけて下さい。
1. 視覚障害
 2. 聴覚障害
 3. 言語障害
 4. 運動障害（肢体不自由）
 5. 病弱（内部疾患等）
 6. 発達障害・知的障害
- Y 上記Xでどれかに丸をつけたかたにお聞きします。本学の障害のある学生への支援制度を利用していますか？
1. はい
 2. いいえ
- Z 上記Yで「いいえ」を選んだ方は、よろしければ利用しない理由を書いて下さい。
- ()

ご協力ありがとうございました。

大阪市立大学人権宣言2001

2001年12月17日 評議会決定

前文

人は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とにおいて平等である。世界人権宣言以来、私たち一人ひとりが人権及び基本的自由の尊重を基礎として、世界の人々とともに歩むことが求められている。しかしながら、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等を理由とする差別は今なお厳然と存在する。のみならず、急速な社会変化や科学技術の進展により、私たちは新たな人権問題の発生にも直面している。

大阪は、歴史的に多様な文化の集積の中で形成された都市であり、そこに生まれた自由と共生の精神を基盤に独自の発展を遂げてきた。今や、東アジアにおける国際交流の一大拠点として、世界各地のさまざまな人々を新たな共同体の成員として迎え入れている。かかる住民の多様性は、人間の尊厳と権利についての私たちの問題意識を常に喚起して止まない。

大阪市立大学は、この都市大阪に住む人々の自由と共生の精神に支えられて、人権及び基本的自由を尊重する学風を築き上げてきた。1968年以來、人権問題に関する講義を次々と開講し、1973年には日本初の人権問題の学術研究機関、同和問題研究室（現 人権問題研究センター）を開設、差別の撤廃と人権の擁護に関する教育と研究とを領導してきた。

大阪市立大学は、すべての人間の尊厳と平等の精神に立脚した学問の府である。20世紀には、学問の成果が戦争をはじめ人権侵害の論理や道具としてしばしば使用された。基本的な人権や人間の尊厳、並びに男女同権の基本理念を今一度振り返り、私たちは、学問を平和と人権尊重の礎として役立てねばならない。さらに、急速な社会変化や経済発展、科学技術の革新により顕在化しつつある新たな人権問題に対しても、私たちは積極的に取り組み、人間性豊かな社会の形成のために果敢な挑戦を続けていく。

大阪市立大学は、世界人権宣言や国際人権規約をはじめとする国際人権法規を尊重し、かつ日本国憲法と国内の人権法規に従い、大阪市の人権施策とも連携して、教育、研究活動を含むあらゆる分野において人権尊重の視点から施策を定め、これを推進する。

大阪市立大学は、人権及び基本的自由を尊重する大学を実現するため、以下の条項を定める。人権及び基本的自由に関する教育、研究の発展にいそむとともに、その学風と成果とを学外に発信することをもって、21世紀を人権の世紀たらしめるよう努めることを宣言する。

第1条 大学の責任

大阪市立大学及びその構成員は、人権及び基本的自由を尊重する大学の実現のために行動する責任を有する。

第2条 学問の自由

- 1 大阪市立大学は、学問の自由を保障する。すべての構成員は、学問・研究・教育の自由、思想及び良心の自由、並びに表現の自由を保障される。
- 2 前項の規定は、他人の人権及び基本的自由を侵害する権利を承認するものではない。

第3条 差別、排除及び嫌がらせのない大学の実現

- 1 大阪市立大学及びその構成員は、その教育・研究活動において、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、性別、性的指向、言語、宗教、思想、信条又は障害の種類や程度を理由とする差別、排除及び嫌がらせを行わない。
- 2 大阪市立大学及びその構成員は、職務上の地位や権限、威信を利用した不当な業務や課題の強要、もしくは性的強要を行わない。

第4条 多様性の確保と多文化共生社会の実現

大阪市立大学及びその構成員は、人々の多様性を承認し、異文化間の交流を促進することにより、多文化共生社会の実現に貢献する。

第5条 人権教育の推進

大阪市立大学は、すべての構成員が人権及び基本的自由の理念を理解し行動できるように、研修、啓発及び交流等の人権教育を推進する。

第6条 情報公開と人権意識向上への貢献

大阪市立大学は、人権施策に関する情報公開を促進し、学内外に広く意見を求めることによって、その人権施策を充実させる。また、人権及び基本的自由に関する研究成果と情報の発信を通して、社会の人権意識の向上に貢献する。

第7条 人権侵害への対応

大阪市立大学及びその構成員は、人権侵害を黙認しないよう努めなければならない。

大阪市立大学は、その構成員からの人権及び基本的自由の侵害の申し立てに対し、適切かつ迅速な対応をとり、人権救済に取り組む。

第8条 人権及び基本的自由のための行動計画

大阪市立大学は、「大阪市立大学差別のないキャンパスづくりのための行動計画大綱」に則り、具体的な「人権及び基本的自由のための行動計画」を定め、これを推進する。さらに、この人権施策の評価を多角的かつ継続的に行うことで、行動計画を必要に応じて改定する。

「人権問題に関するアンケート」

発行日 平成20年9月22日

発行者 公立大学法人大阪市立大学人権問題委員会

〔事務局：学務企画課 電話 06-6605-3504〕